

令和5年第4回
笠間市議会定例会会議録 第3号

令和5年12月8日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	金 木 雄 治 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
福 祉 事 務 所 長	堀 内 信 彦 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 長	菌 部 恵 一 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	島 田 茂 君
企 業 誘 致 ・ 移 住 推 進 課 長	滝 田 憲 二 君
企 業 誘 致 ・ 移 住 推 進 課 長 補 佐	岡 部 隆 君
子 ど も 福 祉 課 長	根 本 由 美 君
子 ど も 福 祉 課 長 補 佐	宮 本 隆 君
人 事 課 長	石 川 浩 道 君
人 事 課 長 補 佐	鈴 木 滋 君
農 政 課 長	菊 地 恵 一 君
農 政 課 長 補 佐	島 田 耕 一 君
栗 ブ ラ ン ド 戦 略 室 長	藤 咲 篤 君
学 務 課 長	稲 田 和 幸 君
指 導 室 長	持 丸 正 美 君
学 務 課 長 補 佐	仁 平 秀 明 君
生 涯 学 習 課 長	松 本 浩 行 君
生 涯 学 習 課 長 補 佐	山 本 明 子 君
社 会 福 祉 課 長	瀬 谷 昌 巳 君
社 会 福 祉 課 長 補 佐	高 松 繁 樹 君
観 光 課 長	山 内 一 正 君
観 光 課 長 補 佐	川 松 祐 市 君
商 工 課 長	小 松 崎 守 君
商 工 課 長 補 佐	桑 嶋 一 志 君

総務課長	橋本祐一君
総務課長補佐	石川幸子君
企画政策課長	森望君
企画政策課長補佐	井坂亜紀子君

出席議会事務局職員

議会事務局長	西山浩太
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	鶴田貴子
係長	神長利久
係長	上馬健介

議事日程第3号

令和5年12月8日（金曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 一般質問
-

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。本日の欠席議員は12番田村泰之君、19番大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

ただいま大貫千尋君が着席いたしました。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第3号のとおりといたします。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番村上寿之君、14番石井 栄君を指名いたします。

一般質問

○議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内とします。

執行部には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは反問しますと宣言し、議長の許可を得て、質問内容を深めてください。さらに、議員、執行部とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、6番坂本奈央子君の発言を許可いたします。

坂本奈央子君。

〔6番 坂本奈央子君登壇〕

○6番（坂本奈央子君） 6番、かさま未来の坂本奈央子です。議長より許可をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。質問は一問一答方式で伺います。

大項目1、ふるさと納税について。

ふるさと納税制度は、人口減少による税収の減少への対応や、地方と大都市の格差是正を目的とし、2008年5月から国の制度として導入されました。自分が応援したい自治体に寄附をし、その寄附金額が所得税や住民税から控除されるという寄附制度で、制度が始まって15年の間に寄附額は年々増加してきており、令和4年度の全国の実績は9,600億円を超えたとのことです。茨城県内では、境町や守谷市が50億円を超える寄附受入れ実績があるなど、財源の増加につなげています。

市においても、令和3年度からふるさと納税推進室を設置して、ふるさと納税の取組を

強化してきており、今年度も自主財源の確保の強化策として、事業費 2 億 2,029 万円を設定して、企業版ふるさと納税活用推進など様々な事業に取り組んでいるところです。

そこで、今年度の取組や今後について伺います。

小項目①ふるさと納税の現状について。

初めに、市の寄附金額の推移はどのようになっているか、伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 6 番坂本議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、ただいま御質問いただきましたとおり、本市では、令和 3 年度にふるさと納税推進室を設置いたしました。

その前年度、令和 2 年度の 8,000 万円から、設置した令和 3 年度は 1 億 4,000 万円を超える寄附金額となり、その翌年、令和 4 年度は 1 億 5,000 万円という推移になっているところでございます。

○議長（大関久義君） ちょっと待ってください。12 番田村泰之君が着席いたしました。坂本奈央子君。

○6 番（坂本奈央子君） 今、金額の推移を伺ったのですが、それぞれの件数についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 件数につきましては、同じく 3 年度間で令和 2 年度から御報告申し上げますと、令和 2 年度は 6,037 件、令和 3 年度は 1 万 1,379 件、令和 4 年度は 1 万 3,596 件となっております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6 番（坂本奈央子君） 今、件数と金額をお聞きしたのですが、年々令和 2 年度から増加傾向にあるということが分かりました。

状況としては、ふるさと納税の増加を目指す方向のために今年度もいろいろと取り組んでいられるということなのですが、より多くの寄附を募るためにはインターネット上で多くのサイトにアピールをしていくことが必要となりまして、このふるさと納税のサイトというのがたくさんあって、そのうちどのサイトを活用するかということも重要になってくると思いますが、現在、笠間市ではどのくらいのサイトを活用しているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 現在活用しているサイトは、ふるさとチョイスなど 8 サイトを活用しているところでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6 番（坂本奈央子君） 今、八つのところに掲載しているということなのですが、これは、やはり年々増加している傾向といたしますか、スタート当初よりもサイト数を増やしているということでもよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） こちらの取扱いサイトにつきましては、年々増加をさせている状況でございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） サイト掲載については広告費というものが発生しますので、より多くのサイトに掲載するとより多くのコストがかかってくるということなので、効果を見極めながら活用していかなければならないというところがあると思います。

またそれ以上に、返礼品にどのようなものがあるかということが、寄附額の増加には重要であるわけですが、人気のある返礼品としてはどのようなものがあるか、伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） その年ちょっと急激に伸びるような返礼品というものもある場合がございますが、基本的に本市におきましては、生栗、焼栗、モンブランといった、やはり栗商品が非常に多く、強い返礼品ということとなっております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そうですね。今、笠間の栗は一大プロモーションをしていただいている、都内でも岩崎シェフがモンブランの栗のフェアを開催していただくなど、栗の人気は高まっていると思うんですけども。

以前の令和3年度の内桶議員のふるさと納税の質問の中の御答弁の中に、梨とか干し芋などの笠間市で生産されている農産物も人気だというお話があったのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今御質問いただきましたとおり、やはり梨というのは、やはり人気商品の一つとなっております。また、芋類、こういったところも人気の一つとなっております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） やはり、笠間の栗や梨、干し芋などの農産物が人気であるということで、これは取れる時期がある程度限られてしまっているというか、旬のあるものが人気になっているということが分かりました。

この市場規模が拡大しているふるさと納税ですが、一方で高額な返礼品で寄附を集める自治体が相次ぐなど、この制度は度々議論の対象になってきたという経緯がありまして、今年度も総務省によって返礼品の基準が厳格化されるなどしておりまして、基準に満たないためにふるさと納税の対象から外されてしまった自治体もあるなど、改定が行われるたび、自治体も対応しなければならなくなっているという状況であると思います。ですから、その基準を満たした中で、より魅力ある返礼品の設定が、寄附の増加につなげるためには重要であると考えます。

小項目①を終わります。

小項目②今年度の取り組みについて。

今年度から新たに取り組んでいるということとしては、どのようなことがあるか、伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今年度でございますが、ただいま御質問いただきましたとおり、やはり寄附額の5割としている経費内容の見直しなど、その制度の厳格化を受けまして、寄附額の返礼品の価格上昇などもあり、今年度、比較的厳しい状況にあるのは事実でございます。

そういった中で、今年度このふるさと納税を強化していくために、今年度の取組としまして、先ほど申し上げました成長の余地がまだ大きいと思われる笠間の栗関連商品の拡大、また笠間工芸の丘から開始いたしました。現地決済型、現地でその場でふるさと納税ができる現地決済型の導入、駅伝大会を対象にしましたクラウドファンディング型ふるさと納税の導入という三つの新たな取組に加えまして、梨や栗など季節商品の在庫確保といった安定供給体制の確立、さらには返礼品を紹介する寄附の受付サイトそのもののブラッシュアップ、また笠間ならではのオンリーワン商品の開発、こういったものを開始しているところでございます。

また、コロナ禍の状況も踏まえまして、今年度からは6月に開催された宍戸ヒルズカントリークラブでのBMW日本ゴルフツアー選手権における啓発であったり、茨城デステーションキャンペーンの一環として開催された東京駅でのイベント、こういったところでも周知を強めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今年度やはり制度が変わったというところで、5割内に納めないといけないというところの改定に合わせた価格の上昇、価格を改定しなければいけないというところとか、そういうところの対応に取り組むということとか、栗をさらに提供できるような体制を整えていくとか、中でも駅伝の、中学生の駅伝のクラウドファンディングによる、ふるさと納税型のクラウドファンディングというんですかね、が取り組まれている新たな取組としてということなのですが、これは私もそのサイトを確認させていただきましたけれども、目標額が100万円というところがもう既に達成されているということで、やはり市内外の方で若者の成長を活躍を応援したいと思っっている方々は多いんだなということで、ぜひともそのような違った形のふるさと納税の、何でしょう、返礼品ばかりではない、そういう応援したいという純粋な気持ちで応援していただけるような取組も増やしていただければいいのかなと思いました。

取組をやっている中で、設けなければいけない今年度の目標額というところを一応伺い

たいと思うのですが、今年度の受入額の目標額はどのようになっているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今年度につきましては、当初の中では3億円を目標にスタートしまして、現時点で昨年度の2割増という状況でございます。なかなか目標達成には難しい部分ございますが、引き続き努力をしまいたいと思っております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 3億円を目標としているということで、途中経過としては、前年度よりは2割増の、今のところもう寄附を受け入れているということでよろしいですかね。それについては、今後の経過を見ていかないといけないというところであると思えますし、ぜひとも頑張ってくださいというところなんですけれども。

今年度の人気の返礼品にはあまり変化はないのかもしれないんですけれども、どのようなものがあるか、伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今年度の人気の返礼品につきまして、先ほどのちょっと答弁と重複してしましますが、やはり生栗、モンブラン、焼き栗、むき栗、さらには梨、こういったところが人気商品となっております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） やはり今年度においても、笠間の栗や梨、干し芋という感じなんですかね。干し芋、もうこれから、もう終わってしまったんですよね干し芋のシーズン。これからですか。意外と通年で出せるような形にもなってきているとは思いますが、そのあたりが人気ということなのですが。

ふるさと納税のサイトを見させていただきますと、返礼品の中には体験型のものがあつたりして、例えば市内にあるゴルフ場で利用できるもの、あるいはクライミングとか、あとはムラサキパークで利用できるような利用券等もありまして、市内にある施設との連携も図っているようなので、笠間らしい返礼品となっているのではないかと思います。

この魅力ある返礼品の創出というところが、寄附受入れの増加につながるわけなので、そこが一番難しいところではあると思いますが、事業者の方々などと御協力を得るなど協議を進められまして、これからも注力していただきたいと思えます。

小項目②を終わります。

小項目③「ふるさと納税自販機」の導入について。

それぞれの自治体が知恵を絞って、寄附額の増加につなげる取組を行っているわけなのですが、その取組の中に「ふるさと納税自販機」というものを導入している自治体があるということなんです。これは、申込み手続と返礼品の受け取りがその場で済む自動販売機をゴルフ場に設置するという取組で、近年この自動販売機を導入する自治体が増えてきているということです。

どういう仕組みかという、自動販売機のタッチパネル状に表示されたその返礼品の一覧から返礼品を選んで、納税者情報を入力し支払いをすると、そうすると発行されたレシートを施設のスタッフに渡すと、その場で返礼品が受け取れるということです。税控除に必要な書類は後日郵送で届くということで、返礼品にはゴルフのプレー代や場内での飲食などに使える寄附額の3割に相当する利用券などがあって、その場で使うことができるということなんですね。

市内には九つのゴルフ場もありますし、ゴルフ場利用客も、昨年度のゴルフ場利用税交付金は1億8,300万円超でしたが、それから単純に計算すると年間32万人超のゴルフ客が市内のゴルフ場を利用しているということになりまして、この自販機の設置によってふるさと納税の寄附額増加が期待できるのではないかと考えるところですが、この自販機の導入について導入を検討していただけるか、伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） この自動販売機につきましては、県内では常総市のほうでゴルフ場の利用を返礼品として実施しているかと思えます。その中で、本市におきましても、やはり一つの手法といたしまして検討を続けております。ただ、私ども独自の調査の中では、初期費用に340万円程度、さらにはランニングに100万円から120万円程度要するというご様子もございまして、まだ設置箇所での有効性、さらにはどのぐらいの寄附が見込めるか、そういったところのことを比較した中で、現時点での導入というものは行ってはいないところです。

現在実施しておりますゴルフチケット利用券の発行によります対応に加えまして、今年度から開始した、この現地決済型の仕組みの状況、こういったところの拡大を図りながら進めていきたいと考えておりますが、この寄附を受け付ける窓口というものは、やはり増加させていく必要があるんだと思っております。そういった中で、一つの手法としての検討は引き続き進めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今のお話ですと、今検討されている現地決済型というのは、自動販売機も一応現地決済型にはなるとは思うんですけども、今御検討されている現地決済型というのはどういうことなのか、伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 導入を今年度から開始いたしましたこの現地決済型というシステムは、基本的に個別のハードが要らない形、御自分のスマートフォンと現地の中でソフトを入れることで、その場で決済ができるというような手法でございまして、いわゆるイニシャルコストとか、そういったものがかからない点などを踏まえて、まずは今年度はそちらを導入させていただいたということでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。今は、ゴルフ場もスマホで決済ができるので、そういうのがもう既に導入されているというところもあるということですよね。ゴルフ場自体に決済する習慣となっているというのか、新たにわざわざやっていたくのではなくて、決済する中で、流れの中でというのか、それにはソフトのもちろん導入が必要なんだけれども、ゴルフ場で例えばその精算するときにスマホを使って、もう既に決済とかされているので、特に新たなシステムを入れなくても、新たなシステムというんですかね、そのソフトは入れなければいけないけれども、スマホがあれば、ゴルフ場側が新しい機械を、例えばその自動販売機のような機械を設置しなくても導入ができるので、インシャルコストがかからないという意味ですよね。すみません。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 現時点で、笠間市内でこの現地決済型を導入している施設はございません。

ただ、その後の御質問につきましては、基本的に寄附をする側はスマホがあれば事足りまして、いわゆるその施設側というのでしょうか、やはりパソコン端末なり、そのソフトが入る環境があれば対応できてくるというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今、ゴルフ場のほうでも、返礼品の中に既にゴルフ場の利用券があるので、使っていただいているところもあると思うんですけれども。ゴルフ場の方に伺うと、やはり書類上の手間が発生して、後日の書類が発生するというお話だったんですけれども、それは税控除に対してなのか、ゴルフ場がこのようにふるさと納税を利用されたお客さんがいますという証明のところで必要なんだと思うんですけれども、その手間が今のところは発生はしているというお話なんですよ。

自動販売機を設置すると、そのあたりの手間がどうなるか、ちょっと私も詳しくは分かっていないのですけれども、その場で利用券は使えるようになるということなので、便利、利便性は上がるし、今部長の御答弁にもありました、ふるさと納税について見ていただく機会が増えるというところはあると思うんですよね。ただ、自動販売機を設置するには、やはりコストがかかるというところで議論になるということは分かりました。

設置している自治体としては栃木県鹿沼市がありまして、今部長のほうからは常総市のお話があったんですけれども、栃木県鹿沼市がありまして、市内に13のゴルフ場があるということなんです、そのゴルフ場がつくる鹿沼地区ゴルフ場協議会とふるさと納税事業協力協定を市が結んで、自販機を設置したということです。設置から、1か月間の利用は100件を超え、809万円の寄附があったと、経費などで赤字にならないように想定していた年間600万円の目標額を1か月で達成したということで、実績につながっている自治体もあるようなんですね。

同じく、栃木県真岡市でも導入したということなんです、1年間を実証導入期間とし

て利用状況を踏まえた上で、継続や新たな展開について検討するということなので、まずは導入してみる、実証実験などを行うといった、そういった取組も市として行えないか、提案したいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 繰り返してなっていますが、現在も検討は続けておりまして、やはり今御質問いただきました、いわゆる今度は施設側というのでしょうか、返礼品を提供する側の皆様の意向というものもあろうかと思えます。また、それに対する需要、その見込みというものも立てていかなければいけないと思えます。

そういったところを踏まえ、受入れ体制の整備であったり、セキュリティであったり、その他、単なるコストだけではない部分の課題もあろうかと思えますので、そういったものを含めて、引き続き一つの手法としての検討は続けてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そうですね。設置をお願いしなければいけないゴルフ場との協議というところも重要になると思えますので、ぜひとも検討を続けていていただきたいと思えます。

ふるさと納税自販機については、その日から使える手軽さと実用性が好評なポイントとなっております。自販機の設置はゴルフ場だけでなく、ホテルや旅館などといったところに設置する例もあるようですので、それから広がりを見せているようなので、ぜひその可能性について検討していただきたいと思えます。

先ほども少し触れたんですけれども、このふるさと納税制度自体が、自らの努力で自主的な財源を増やし、住民のための施策を実現する自治体がある一方で、都市部から、大都市から地方への税金の流出や返礼品をめぐる不公平感、税金の奪い合いへの危惧など、地方創生の政策としてきちんと機能しているのかなどという様々な課題が現状あることは否めないものの、とはいえ制度としてある以上、やはり最大限活用すれば、市が注力する施策に活用できる財源が確保できる、あるいは増やすことができるようになるわけなので、何とかうまく活用して、寄附の受入れが増えるよう進めていていただきたいと思えます。

以上で大項目1を終わります。

大項目2、幼児保育・教育環境の充実について。

保育の現場では、保育士の待遇や人手不足、労働環境の問題など様々な課題がありますが、国は、保育士の給与の改善や働く環境を改善するための事業など、補助事業を実施しています。市においても、国や県の補助事業を活用しながら、市内の保育事業所と連携し課題解決に取り組んでいるところです。

今年度は、笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクトにおいて、幼児保育・教育環境の充実として、事業費1億7,339万円を設定し、様々な事業を行っています。

そこで、今年度の取組について伺います。

小項目①今年度の主な事業とその内容について。

初めに、今年度の主な事業としてはどのようなことがあるか、伺います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 6番坂本議員の御質問にお答えをいたします。

今年度、幼児保育・教育環境の充実を目的として実施している主な事業でございますが、初めに、利用者の負担軽減を目的といたしまして、障害児保育対策事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、医療的ケア児保育支援事業等を実施しております。

また、保育士の確保、離職防止の支援といたしましては、民間保育所等乳児等保育事業や保育対策総合支援事業の活用により、保育士の負担軽減を目的とした保育支援者や保育補助者等を雇用した民間保育施設に対し、人件費等に要する経費を補助しております。

次に、市独自の保育士就労支援事業といたしまして、新たに市内の民間保育施設等で正職員として雇用した保育士に対し、就労準備支援金20万円を助成し、市内保育施設の保育士確保の支援をしております。

また、これらの補助金等の交付事業に加えまして、各施設に対して定期的に実地検査を行い、施設の運営管理状況、保育士の処遇や労働環境、児童の安全管理などの確認を行い、改善が必要な事案については指導を行っているところでございます。

さらに、今年5月に保育士の労働環境の現状の確認と課題の洗い出しを目的として、市内18か所の保育施設等に勤務する保育士約300人を対象に、保育業務に関する市独自のアンケートを実施いたしまして、113名の方から御回答をいただきました。特に労働環境の整備については多くの御意見や課題が寄せられておりまして、一例を申し上げますと、人材不足、ニーズの多様化に伴う業務の増加、年次休暇の取得が困難であること、業務量と賃金が見合わない、人間関係を含む職場環境の向上などが挙げられておりました。

アンケートの集計結果は、その後の会議において各施設長へも提供し、保育士の意見を取り入れて、職場環境の向上に努めるよう働きかけをしたところでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今お伺いした中でも、いろいろなメニューがあって、多様化するニーズへの対応や利用者への支援、さらには今、厳しい労働環境に置かれている保育士の皆さんの労働環境改善であったり、保育士確保のための支援事業など、いろいろな事業が行われているということが分かりました。

その中でも、保育士確保のために市独自で行っていただいている、新たに市外から市内の保育所施設で保育士としてお仕事をしていただいている方に対して20万円の支給をされているということなのですが、これは今年度に限ったことではなく、昨年度も実施していただいていると思うんですけれども、これは現場のほうからも好評な声をいただいております、なかなか確保できないところに、やはりこういう支援が市としてありますということで、とても動機づけになっているという声がありますので、ぜひこのような取組は、

今後も継続して行っていただきたいと思います。

アンケートも実施していただいたということにして、これについても、現場のほうからとてもありがたいという声をいただいております。

では、いろいろなメニューがあるわけなんですけれども、その中でも今年度、新規のものであったり、あるいは今年度から拡充しているような事業としてはどのようなものがあるか、伺います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 新規事業、それから拡充した事業についてでございますけれども、今年度からの新規事業といたしましては、施設内への看護師の配置や、訪問看護事業所等との連携によりまして、日常的に医療的ケアを必要とする児童を保育施設等において受け入れる医療的ケア児保育支援事業を開始しております。現在、二つの施設において2人の児童が専任の看護師により医療的ケアを受けまして、他の児童とともに保育施設等を利用しているところでございます。

次に、拡充した事業といたしましては、保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育時間を延長してお預かりをする延長保育事業の実施施設が1施設増えまして、現在五つの施設で実施をしているところでございます。1施設当たり、毎日平均3名程度が利用されております。

さらに、保育士の負担、業務負担軽減などを目的とした保育対策総合支援事業についても、それぞれの事業メニューで拡充を図っているというところでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） この新規事業の中には病児保育事業としまして、既に2名の児童の方、お子さんが2か所で通所されているということなので、そのような多様化するニーズに対応していただいているということが分かりました。

また、働く女性が増えたことで、延長保育をやはり利用する方が増えたこともあるでしょうし、病気のお子さんで回復する時期に預かってもらえないところがないというような場合にも、病気を回復しているけれども、幼稚園とか保育所には戻れないが医療的ケアの看護の施設があるところで、市立病院になるんですかね、のところでは預かっていただけるような制度もあると伺っておりますので、やはり共働きの御家庭だと長くはお休みが取れないということもあって、回復期でもそのお子さんを預けられる施設があるということは必要であると思っておりますし、助かっていると思っております。

保育需要の増加とニーズの多様化に伴って、それに対応する保育の現場も負担が大きくなってきています。冒頭にも申し上げましたが、保育士の方々は、日々トイレに行く間もないぐらい余裕のない中で子どもたちと関わっている現状があるということなので、何とかそのあたりを改善していけないかと考えるところです。

今、部長の御答弁にもありましたが、市では、保育教育環境の充実の事業の一環である

とは思いますが、その保育に関わる方々を対象としたアンケートを実施していただいたということなので、この保育の現場のそういう声を拾うようなアンケートなどはぜひ定期的にも実施していただいて、保育の現場の状況の把握、そして改善のための施策へとつなげていっていただきたいと思います。

小項目①を終わります。

小項目②保育対策総合支援事業について。

今年度の事業について、ただいま御答弁いただいた中に、保育対策総合支援事業というのも今、触れていただいたんですけれども、これは拡充された事業ということで、県の補助事業で、市の予算額としては2,312万7,000円が設定されています。

この事業について、どのような事業内容なのか、概要について伺います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 保育対策総合支援事業の概要でございますが、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育の受皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする事業として、保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所を対象に、国の規定に基づき実施をしております。

国の補助メニューは30項目ほどありまして、実施主体を県とするもの、それから市町村とするものがございます。主な事業内容は、保育士の確保及び保育士の負担軽減に係る事業への補助、保育環境の改善整備に関する事業への補助、利用者の多様なニーズに対応した事業への補助となっております。

笠間市では、市町村を主体とする事業として定められている事業のうち、保育士の負担軽減を図ることを目的とした保育周辺業務のICT化システムの導入費用を補助する保育所等ICT化推進事業。清掃業務や給食の配膳、寝具の用意など保育に係る業務を行う保育支援者を配置するために要する人件費等を補助する保育体制強化事業。それから、資格を有しない短時間勤務の保育補助者を雇用するために要する人件費等を補助する保育補助者雇上強化事業。安全な保育環境を提供するため、老朽化した設備や備品更新のための費用を補助する保育環境向上事業を実施しております。

また、本年度から実施している医療的ケア児保育支援事業も、保育対策総合支援事業のメニューの一つとなっております。保育施設等において医療的ケア児への支援を行うことにより、健やかな成長とその家族の負担軽減につながっているところでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今お話にありました。この総合支援事業というのは30項目もあるということで、様々なメニューというか、取組がされているということが分かりました。その中でも、市としては、保育士の負担軽減ということでICT化であったり、今お話

がありました、医療的ケア児の取組などを行っているということが分かりました。

私も最初に申し上げましたが、保育士の先生方の負担軽減というところが、やはり改善につなげていきたいところでもありますので、保育士の労働環境改善につながるような事業として、保育体制の強化事業の中の保育士の負担軽減のため、今お話にあった、この支援者という方、園内の清掃業務とか遊具の消毒、給食の配膳など保育に係る周辺業務を行ってもらう方を、この保育支援者という方なんだそうですが、この方を配置できる事業であったり、今部長の御答弁にあった、この補助者というお話があったんですが、この保育補助者という方の業務内容としては支援者とまた違った業務内容になるか、伺います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 保育士の支援ということで、大きく負担軽減を図る事業として二つあるんですけれども、一つ目は、保育所等での実習等を経験した方を対象に、保育士の補助業務を行う保育補助者として雇用をしまして保育士の負担軽減をするとともに、雇われた御本人の保育士へのステップアップとしての道を開く、こういった目的も兼ね備えております保育補助者雇上強化事業がございます。こちらのほうは、現在3施設で5人の方を雇用して、活用がされているというところでございます。

もう一つ、保育士の負担軽減ということで申し上げますと、保育所設備や遊具等の消毒、清掃、それから給食の配膳、片づけ、寝具の用意など保育士でなくてもできる保育の周辺業務、これを行ういわゆる保育支援者、用務員的な意味合いが強いかと思うのですが、保育支援者を雇用する保育体制強化事業がございます。こちらのほうも、現在六つの施設で8人の方を雇用しているというような状況でございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。補助者と言われる方はどちらかという、保育の実習とか、ちょっとバックグラウンドはあるけれども保育の現場からはちょっと離れていたとか、やったことがないような方に、ぜひ保育士として戻ってきてもらえないかみたいな、そこを支援するというような意味合いの強い制度であるということが分かりました。もう一方で、一つの支援者と言われる方は、保育士の資格を持たなくても、保育園内の用務員さんというお話がありました、様々な業務をやっていただくことができるという、そのすみ分けが分かりました。

保育士の、この支援者という方のほうは、保育士資格を持たない方でもよいということで、さらにその補助基準額としては、1か所当たり月額10万円までの補助が出るというようなことなので、ぜひこれ今、六つの施設でこの支援者の方は活用をいただいているということなんですけれども、さらにその多くの事業者で活用していただければいいのではないかなと思う制度です。

この補助事業自体は、現場のお話を聞きますと、給食の時間もやはりとても慌ただしく、そしてかつ気を使って対応しなければならない時間だということなんですよね。まずは、

その保育士の方が給食室まで給食を取りに行き、それを持って帰ってきて、お部屋で給食を配膳し、それを園児の皆さんが食べる場所を確認しながらというところなんですけれども、その年長になれば大分手がかからないとかあると思うんですけれども、やはり1・2歳児とか3歳児、それよりも小さい方はなかなか1人で上手に食べられないということもあって、誤飲事故にならないよう手助けをしながら食事をすることなので、もうその保育支援者の方に、例えば給食の配膳を支援していただけるようなことになれば、よりその保育士の方が子どもたちへの関わりがしっかりとできるようなことになると思います。

市内で実際に活用されている事業者が、どちらも3施設であったり、6施設あるということなんですけれども、最初のほうに御答弁の中でおっしゃっていただいたんですけれども、これは補助対象となる施設が決められているということだと思っておりますけれども、もう一度その、どのような施設が補助対象となるか、教えてください。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） この総合事業の補助対象となる事業は、保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所の三つのカテゴリーでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 子どもの施設というんですか、その幼児施設についてはいろいろな区分があるということですので、さらには国の行政区分によって、幼稚園は文科省が管轄する学校で、保育所は厚労省が管轄する児童福祉施設に区分されていて、認定こども園は、園によってそれぞれ学校タイプとか児童福祉タイプとかいろいろなタイプがあるそうなんです。それは内閣府の管轄であったわけですが、今年度、今年4月にこども家庭庁が発足したことで幼保一元化、今まで文科省、厚労省と分かれていたものが一元化になるかと思いましたが、結果的には保育所と認定こども園などのみがこども家庭庁に移管となって、幼稚園については引き続き文科省の管轄になったままだということなんです。

よって、その文科省管轄の幼稚園には、今お話にあった、この保育所幼保連携型ではないところは、今のこの補助事業が対象ではないので受けられなくなってしまっているんですけれども、対象となっていない施設に対する補助事業などは、文科省からなのか、内閣府なのか、こども家庭庁なのか分からないのですけれども、どこからか相当するような支援策はあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 対象となっていない総合事業の事業者に対する支援ということなんですけれども、これまでお答えした総合事業の対象とならない施設としましては、やはり文科省所管の幼稚園型認定こども園、これが笠間市内に4施設ございます。それから、幼稚園1施設、合計五つの施設となるわけなんですけれども、これらの対象外の施設は、文科省所管の同様の助成事業もありまして、県で実施をしております子ども子育て支援制度下での私学の助成とし、一つはICT化の推進の事業、それから教育補助員等

の配置に対する支援ということで、幼児教育サポートスタッフ配置支援事業の活用が可能となっております。

これ笠間市内の活用実績を見てみますと、ICT化システムの導入施設が5施設中3施設、それから幼児教育サポートスタッフを配置している施設が5施設中五つの全ての施設で事業を活用しているというような結果でございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。ということは、今のこども家庭庁がやっている補助事業に対象ではないところも、別なメニューできちんと支援を受けられるということになっているということで理解したんですけれども、これには上限とか、必ず補助なので上限があると思うんですけれども、上限内で活用されているということだと思んですが、このサポートスタッフの内容としては、やはり支援者、こちらの対策総合支援のほうで言われている支援者と同じような給食の配膳ができたり、清掃ができたりというような内容についてはいかがでしょうか。同じような業務ができることにはなっているでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 内容についても、教育の幼児教育、それから子育て支援事業に従事する補助者ということですので、同様の内容と認識をしております。

それから、ただいま上限という話がありましたけれども、このサポートスタッフの基準額としては108万円を上限としておりまして、それを超えてくる部分については事業者の持ち出しもあるかと思いますが、ほぼ基準額内での対応ができているというふうに認識をしております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。同様なきちんとした補助が受けられているということで、そのような制度をぜひとも事業者の方々には活用を推進していただきたいと思っておりますが、この30項目もあるようなメニュー、補助がこういうのがありますよという内容の周知については、どのように行っているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 支援事業の周知方法につきましては、予算編成時期、それから国などから要綱等の発出、そういったタイミングに合わせまして、その都度、年に数回となりますが、各施設の施設長宛てにメールなどによって御案内をしております。

それから、毎年実施している施設長会議において、これら補助事業の概要について直接説明を行いまして、有効活用を促しております。さらに、施設の種類ですとか、事業の内容、それぞれのニーズに沿った補助事業の案内、相談につきましては、それぞれ共通する部分、そうでない部分もありますので、随時、個別に対応をしているというところでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 現に、市内に18でしたか、ある施設に対して定期的にお知らせをしたり、またその施設長会議などを行っていただいているということなので、これについても、今後も継続して周知を徹底して行っていただきたいと思いますというのです。

最近の国の動向ですと、異次元の少子化対策で、こども家庭庁は、保育士1人が見る4歳から5歳児の数を定めた配置基準を2024年度から見直す方針を決めたという報道がなされました。保育施設には子どもの年齢に応じて保育士などの職員の配置に関する配置基準が国によって定められており、例えば1歳児では6人の子どもに対して保育士1人、3歳児では20人に対して保育士1人、そして4・5歳児では30人に対して保育士が1人という現状であったと。今回の見直しと対象となるのは4・5歳児のところで、現行の30人を25人に対して保育士1人と手厚くする方針が出されたということなんですね。

これによって、さらなる保育士不足で現場が混乱しないよう、従来の基準での運営も妨げない経過措置は設けられるそうですが、このような配置基準改正によって、新たなまた補助事業なども実施されることになるでしょうから、やはりその詳しい情報のタイムリーな周知というものが必要になってくると思います。

今ある支援事業は、最大限に活用をいただいているような状況ではあると思うんですけども、それでもやはりアンケート等を実施していただいた結果によれば、やはりその労働環境が厳しいと、時間に余裕がないというような声が上がっているということなので、これは国に対してもさらなる改善を求めていかなければならないと思いますし、ぜひとも市としてできるところも最大限に活用して行っていただきたいと思います。そして、このいろいろなメニューがあるということ、施設事業者の方が見逃してしまったとか、知らなかったために導入できなかった、利用できなかったということがないように、周知を徹底して行っていただきたいと思います。

さらには、活用したほうが絶対これは助けになりますよというようなことの場合には、メールでの周知ももちろん大事なんだと思うんですけども、積極的に活用を促すような働きかけも行っていただきまして、未来の笠間を担う笠間市の子どもたちの成長を助ける保育現場の保育、教育環境の充実につなげて行っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 6番坂本奈央子君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

19番大貫千尋君が退席いたしました。

4番鈴木宏治君の発言を許可いたします。

鈴木宏治君。

〔4番 鈴木宏治君登壇〕

○4番（鈴木宏治君） 政研会の鈴木宏治です。通告に従い、一問一答方式で質問します。
大項目1、職員の資質向上及び人材育成方針について。

地方公務員法第39条第1項では、職員には、勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとあります。人材育成に関して、短期及び中長期的な視野に立ち、切れ目のない持続可能な育成計画が必要であり、さらに階級、階層的見地からは、一般職員から部長職まで6階層それぞれに適した研修や研さんが必要である。

さらに、時間軸の見地からは、職員の異動年数予測、採用、退職といった短期、中期、長期の計画が必要であり、職務の見地からは、専門性に特化した初級、中級、上級と、それぞれに適した研修が必要であると考えます。

それらを総合的に計画し、人材育成を実施していく必要があると思いますが、笠間市での取組について、本日は聞きたいと思います。特に人事における評価、効果、昇任、昇給などの問題は今回別にしまして、人材育成のための施策、研修制度に特化して質問させていただきたいと考えます。

小項目①、本市笠間市には、人材育成の指針はありますか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 4番鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

人材育成の指針はあるかとの御質問でございますが、平成18年10月に笠間市職員人材育成基本方針を定め、人材育成の基本的な考え方、そして人材育成の方策や推進体制を定めております。しかしながら、策定から17年が経過しておりまして、ダイバーシティやグローバル化など新しい要素を加えるために、今年度中の見直しを進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 今、見直しをされているという回答をいただいたので、私の質問の目的がかなり達成してしまっただけですけども、安心しました。

見直しているということであればお聞きしたいのが、見直しの着手時期や手段、方法、策定目標とか時期など、具体的にもう決まっているんだよということであれば、それを教えてください。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 具体的な内容で決まっているものがあればということですが、まず改正の開始時期につきましては、先ほど答弁しましたように、もう既に開始しているところでございます。

次に、検討のプロセスでございますが、まず人事課が担当課で、そちらのほうで素案を

作成しまして、庁内での議論を経て定めてまいりたいと考えています。

最後に、策定目標の時期でございますが、今年度中に策定することとしております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 今年度中の策定予定ということで、安心しました。ありがとうございます。

ところで、本年5月8日から新型コロナウイルスの感染症の位置づけが2類から5類の感染症になりました。今までの人材研修、平成18年から17年間にわたって人材育成システムを運用されてきたと思うんですけども、このコロナ禍によりワクチン接種など新たな業務事業などもあり、また感染予防の観点から研修の実施に困難があったと推察され、現に私が聞いた地方公共団体では、回数の減少や実施方向の変更を余儀なくされたという話も聞こえてきています。

そこで、小項目②に移ります。コロナの前とコロナ禍の研修の差について、量的、種別的、どのように変化があったのかを教えてください。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） コロナ前とコロナ禍の研修の差について、量的、種別的、どのようになったかとの御質問でございますが、コロナ前、主に実施いたしました集合研修が感染拡大防止のために実施できず、開催方法が限定された時期や、広域的な移動が制限されたことで県外で実施される研修に派遣できなかったこともありまして、令和2年度及び令和3年度の研修実績は減少いたしました。

市役所内で実施しました研修実績を申し上げますと、令和元年度の研修数は20回、受講者数は1,274人おりましたが、令和2年度では研修数が6回、受講者数が349人、令和3年度ではウェブ研修も含めまして研修数が13回、受講者数が620人となっております。また、茨城県自治研修所や全国市町村国際文化研修所など市役所外の研修機関における職場外研修の受講者数については、令和元年度には114人おりましたが、令和2年度は46人、令和3年度は69人となっているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。やはりほかの地方公共団体でお聞きした話とすごく似ていて、実際にコロナ禍の影響がとても大きく、研修に参加する人数、回数というものが減少しているという事情がよく分かりました。

そんな中で、職場内研修は結構、令和3年度13回で戻ってきているようなんですけども、小項目③のほうで、職場内研修、OJT、俗に言う、はどのようなものがある、どのような職場内研修実績とか種別的な感じであるのかというのを教えてください。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 職場内研修はどのようなものがあり、実績はどうなっているかとの御質問でございますが、研修の実施に当たり、笠間市職員人材育成基本方針に基

づきまして、年度当初に研修計画を作成し、階層別研修等、特別研修に分けて実施しているところでございます。

階層別研修は、採用1年目から5年目の各年代の職員や主幹、係長、主査、課長補佐、部課長などを対象に分けた研修で、各階層に求められる能力を育成するために実施される研修となっております。例を挙げさせてもらいますと、実務能率を向上させる仕事の効率アップ研修、部下の指導力を向上させるOJT研修、管理職としての倫理感を学ぶコンプライアンス研修などを実施しております。

また、特別研修は、階層を限らず実施する研修で、職場環境改善やメンタルヘルスなどの研修のほか、所属提案型研修などがあります。

コロナ禍を除いた実績を申しますと、令和元年度には、階層別研修では12回で373人が受講しました。特別研修では8回で901人が受講しました。令和4年度については、階層別研修で10回447人が受講しております。特別研修では5回669人が受講しております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。やはり、職場内研修も、人数的には、回数的には若干減っているという形になっている状況であるというのが分かりました。

特に、OJTとか職場内研修の場合には、指導者によって研修の質がやはり差が出るということがよく言われておりますので、指導者の資質向上がぜひとも大切ですので、ぜひ指導者の育成にも力を入れていただきたいなというふうに、内部研修、職場内研修は特に思います。

今度は、外部のところなんですけれども、小項目④に移ります。職場外研修、Off-JTにはどのようなものがあるか、実績、種類といったものはどうなっているかというのを教えてください。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 職場外研修はどのようなものがあり、その実績との御質問でございますが、最も多く派遣している研修機関として、茨城県自治研修所があります。

研修としては、研修講師養成研修、法務、政策、自己開発などの特別研修や階層別研修があり、自治体職員に求められる能力の育成と、ほかの自治体の職員との交流などが行われます。

また、全国の自治体職員が集まり研修する場所として、市町村職員中央研修所、いわゆるJAMPと言われるものですが、そのほかにも全国市町村国際文化研修所、これはJIAMと言われるものですが、これらの研修所では、実務に特化した高度で専門的な研修を実施しております。そのほか、DXデジタル人材を育成する自治体CIO育成研修など、専門的な研修への派遣も実施しております。

コロナ禍を除く派遣実績といたしましては、令和元年度には、茨城県自治研修所に78人、JAMPやJIAMに3人、そのほかの研修機関に33人派遣し、令和4年度には、茨城県

自治研修所に91人、JAMP、JIAMに1人、そのほかの研修機関に23人派遣しております。さらに、笠間市では人事交流も積極的に行っておりまして、国の中央省庁や県などへ派遣することで、職員のスキルアップを図っているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） JAMP、JIAM、そして自治研、その他という形で、かなりの数の研修、外部研修をやられているということで、とても安心しました。

その中で、今度、職場外研修の民間での研修した実績というのはございますでしょうか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 民間企業への研修実績という御質問ですが、笠間市では公務の枠を超えた発想のできる人材を育成するために、民間企業へ職員研修の一環として、平成24年、平成25年度の2か年間にわたりまして、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社に1名派遣を行っております。また、令和4年度から令和5年度にかけて、株式会社道の駅かさまに2名、笠間栗ファクトリーに1名を派遣しているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうですね。私もこういうのを見させていただいて、外部、民間、そして職場で自治研というのがこれだけたくさん行かれているというので、とても安心しております。

職場というか、研修に関しては三つあると、大きく分けて思っているんですけども、一つは先ほど言った、OJTで職場内研修、一つは職場外研修のOff-JT、そしてもう一つは小項目⑤にある、自己研さんや自己研修に努める職員、そういった形の研修があると思うんですけども、それに対するサポートは、笠間市のほうではどのようになっていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 自己研さん、また自己研修のサポートというような御質問でありますが、職員が自らの意思で多様な研修等へ参加、業務遂行のための資格取得など、積極的に能力開発を行うことは、職員としての資質向上や業務改善など、組織の活性化をもたらすものと考えております。

一方、これらの研修参加や資格取得には一定の費用負担が生じることから、一部助成を行うことにより積極的な参加、取組を促進するために、令和4年度から自己啓発に係る補助制度を導入しております。令和4年度は、職員4名に対して助成を行っております。

また、大学等の修学から国際貢献活動まで、さらなる自己研さんを図る職員のため、無給の休業制度ではございますが、自己啓発等休業制度と修学部分休業制度もございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 令和4年3月31日笠間市職員自己啓発促進補助金交付要綱という形のを拝見させていただいて、実績がどうなのかと思っていたんですけども、先に

お答えいただき、ありがとうございます。

4名の方々が実績という形なんですけれども、これはどういったものか、お答えいただける範囲で、どのような自己研修、研さんをされて助成をしたのかというのを教えていただけますか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 自己啓発に係る実績、どのようなものかというような御質問ですが、令和4年度には、先ほど答弁しましたように、4件の助成を行っております。内容といたしましては、消防職の大型自動車や小型移動式クレーンの免許取得、そのほかに保健師の臨床発達心理士の資格取得に関わる経費などで、合計23万1,100円を助成しているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。4名の方で23万1,100円という形で交付制度を利用されているということで、交付制度を制定したかいたったのかなと思うんですけれども、これからももっと伸ばしていただきたいなというふうに思います。

小項目⑥のほうに移りたいんですけれども、コロナ禍でデジタル化が推進を促進されていって、オンラインでの研修や会議などが増えたという実情が、民間でも地方公共団体でもあったと思います。今まで利用が少なかったZoom、Webex Meetings、それ以外にも何種類かありますけれども、そういったものの利用が増えましたが、それに伴って問題が結構発生したと、浮上してきたということが言われておりまして、総務省の発表によりますと、「情報セキュリティ」「リテラシー」「利活用が不十分」「通信インフラが不十分」「端末が十分に行き渡っていない」などの五つの問題点が指摘されておりますが、笠間市の研修に弊害とかはありましたか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） コロナ禍でのオンライン研修における弊害との御質問でございますが、コロナ禍では、各部署における制度説明などの会議をはじめとして、様々な研修がウェブ上で行われるようになりました。現在は、対面での開催に戻ったものもありますが、対象者や目的に合わせ、ウェブ、対面、ハイブリッドなど、状況に合わせた実施としているところでございます。本市においては、自席や会議室、あるいは空きスペースを活用しまして、ウェブ研修や会議を実施しているところでございます。

そのような中で、研修における弊害でございますが、本市では、御指摘の項目における弊害は特にはないと認識しているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 総務省の問題が浮上したという形ですが、当市はそういった問題がないということで、とても喜ばしいことです。

私のほうでちょっと調べたところによりますと、水戸生涯学習教育研究センターの令和

3年度、令和4年度の調査研究事業というのがありまして、新しい生活様式に対応した生涯学習のスタイルの確立、その先が大事なんですけども、茨城県内の社会教育施設におけるICTの整備活用状況についてという調査研究が行われました。

私、実は議員になる前でしたけれども、その調査研究員の副委員長に入りまして、茨城県内の社会教育施設その他を全部やったんですけども、そのときに県内269の社会教育施設から60施設を無作為抽出しまして調査研究を実施しました。有効回答数37件のうち、33施設がオンラインの研修や講座を実施することはできないという形の結果が出ました。その理由としては一番多かったのが、設備環境がないが33件中23件、ノウハウがないが33件中17件、人材がないが14件、その他というものもありましたけれども、重複して人もいないし環境もないというのがあったと思うんですけども、そういった重複回答があったにしても、実際には37件中33件が実施すらできなかったという実情がありました。

95%の施設がオンライン研修講座できなかったという調査結果が出たんですが、本当に笠間市で研修に弊害はなかったのかという疑問は、私は今聞いて湧いてきません。なぜならば、偶然なんですけれども、実は私が笠間公民館のヒアリング担当になりまして、笠間公民館にその当時、水戸生涯学習研究センターの委員として訪問しました。笠間公民館では、既に機器類としてはパソコン、タブレット、動画撮影のカメラや、ここら辺から大事ですね、オンライン配信に必要なHDMのライブスイッチャーや、それに接続するワイヤレスマイクユニットなどが既にもう配備されていて、実際にオンライン及びハイブリッドの講座研修の設備がもう完全にできていました。さらに、公民館全体に行き渡らせるために、もう工事も内定していて、来月には全部のフロアで使えるようになりますという返事してもらいました。そして実績も見させていただいたんですけども、笠間市民のオンライン講座、かさま志民大学、かさま子ども大学などで有効利用されていることが確認され、水戸生涯学習研究センターの令和3年度、令和4年度の調査報告書にも詳細を掲載することができました。

私は、当時議員ではありませんでしたが、笠間市住んでいてよかったというふうに思って、今回質問して、やはりそれが問題がなく動いたということで安心しました。

そんな中で、次いきたいと思います。

研修自体は、たくさん研修があります。オンライン研修もあるし、ハイブリッドもあるし、リアルもあるし、いろいろな研修があるんですけども、いろいろな研修の中で、この研修は果たして効果があったのかどうかというような研修も、時代とともにいろいろな形で変わってきていると思います。

そんな中で、小項目⑦研修自体（実施内容）の評価について、どのように評価、実施をしているのか、教えてください。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 研修内容の評価について、どのように実施しているかとの

御質問でございますが、研修終了後には受講者に対してアンケートを実施しまして、研修の理解度や講師への満足度、そして改善点など率直な意見を回答いただいております。

その後、職員からのアンケートの回答を集計しまして、研修内容が職員の階層やニーズに合致しているか、改善点の有無、そして新たな提案などを確認しまして、その後の研修計画に反映しているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 評価の活用をされているということで、その中で、やはり研修ニーズの把握、研修計画の見直し、研修方法の改善など評価の活用、アンケートの評価の改善をお願いしたいなと思うんですけども、一番変わってきて大事ななと思っているのは、研修ニーズの把握というものが特にこの目まぐるしい時代の変化の中で必要だなと思うんですけども、研修ニーズの把握のほうに関してはどのようにされているでしょうか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 研修ニーズの把握という御質問でございますが、先ほど答弁いたしましたように、研修終了後のアンケート、そちらは実施しております。そのほかに、翌年度の研修計画を作成する際にも職員全員にアンケートを実施しております、研修ニーズを吸い上げて、そして研修計画を作成しているという状況でございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） アンケート、さらに翌年度に向けての新しいニーズの把握ということをしているということで、とてもいいことだと思います。とにかく研修をする、実施していくというためには、対象職員がやはり不在時の外部研修なんかでそういう場合があると思うんですけども、不在となる期間に円滑に業務遂行ができるようにし、職員が気兼ねなく参加できる環境整備が重要であると思います。そういった中で、学んできたことを報告するとともに、知識や経験、学びを共有することもまた大切であるというふうに考えます。

研修実施方法に関しても、自団体の単独実施のほかに、他の自治体との共同実施とか、ほかの自治体が行う研修に職員を派遣するとか、外部に委託するとか、いろいろな方法も毎回課題として再評価していただけるといいなというふうに思うわけです。

そんな中、時代も変わってきているわけですけども、総務省のDXレポート2018では、いわゆる2025年の崖の問題が例示され、2025年から日本は年間12兆円、5年で最大60兆円もの経済損失が生じる可能性が高いと示されています。そんな中、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進が日本全体に求められている今、新しいテクノロジーやリスクリングといった様々な視点からの研修制度が必要となっており、複線的人材育成が求められていると私は考えています。

そこで、小項目⑧になるんですけども、今後の人材育成計画について、生成AIなどの新しい技術やそういったものを利活用する研修の実施予定というのはございますでしょ

うか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 生成A Iなどの技術を活用する研修の実施予定との御質問でございますが、本市において生成A Iの取組は、試行期間を設けた上で、10月10日からA P I連携による行政向けC h a t G P Tのサービスを活用しておりますが、利活用のための研修については、導入前に研修を実施しているところでございます。市では、新たな取組を導入する前には研修を通じて知識とスキルを身につけられるよう努めているところであり、生成A Iにおいても同様でございます。

なお、導入後にも、事業者の研修を職員に案内したり、希望者に受講機会を提供しているところであり、今後も継続して実施していく考えでございます。また、生成A Iに限らず、デジタル分野における職員の資質向上を目指し、I Tリーダーを対象とした研修のほか、職員全般を対象としたエクセルやワードなどO f f i c e系の研修、あるいはA I－O C RやR P Aなどのデジタルツールを導入したい部署には個別に支援する体制を整えているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 生成A I、これももうあっという間に日進月歩で進んでいっているわけですが、常に活用をするにはフィードバックをしながら、再評価というのを繰り返しながら、ぜひこれも計画に入れていただきたいというふうに思います。

笠間市のデジタルスキルを活用する取組は、今後も当然重要だと思われるわけですが、当市の平成25年、第2次笠間市情報化基本計画の中でも、第4章の計画策定の基本的な考え方と推進施策、5、推進施策の概要の基本目標2、行政運営の効率化という項目の第4、職員の情報リテラシーの向上ということで、笠間市職員の情報活用能力の向上を目的として、各職員のレベルや業務内容などに応じた研修を計画的に実施し、職員一人一人のスキルアップに努めますと言及されております。

この計画も10年経過しているわけですが、そういった中で今回、人材育成計画の見直しと併せて、笠間市全体としての、小項目⑨にも入るんですが、笠間市全体としての人材育成の推進の重要性の認識について、どのようにお考えになっているかということをお聞かせください。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 人材育成の推進の重要性の認識との御質問でございますが、人材育成の重要性は非常に高く、市民ニーズの多様化、複雑化に伴いまして、市に求められる業務は増大しております。限られた人材で最大限の効果を得るためには、職員一人一人が研修や自己啓発等によって知識と能力を高め、A Iなどの新しい技術を習得しながら、行政に対する課題を解決していくことが必須となっております。

時代や社会環境が目まぐるしく変化する現代において、自治体として生き残るためには、

職員が変化を敏感に感じ取れる能力を持ち、対応するためのすべを学び続けようとする意識と、それを支援する制度の充実が必須であると認識しております。担当課といたしましては、職員にとって最適な研修や時代のニーズに即した研修の提供、職員の学びへの支援を充実しながら、引き続き職員の能力向上のための研修機会を確保し、人材育成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 私が今回、人材育成に関して質問させていただいたのは、実は、私見ではありますが、私自身、先ほどお話があった、J I A Mという、公益財団法人全国市町村研修財団の研修施設、滋賀県大津市にある全国市町村国際文化研修所にて議員研修、そして職員向け研修、トータルで6回ほど参加させていただいたんですけれども、一度だけ職員向け研修の中で議員でも参加可能というものに出させていただきました。そういった中で、全国100以上の市町村職員や議員と交流したわけですが、その中で今でもSNSでつながっている議員や職員もいますし、毎日のように互いの課題の共有や解決方法についての意見交換ができるようになりました。この経験から、やはり職場内研修と職場外研修ではもちろん目的も求められる成果も違いがありますが、コロナ禍ではなかなか実現、実施ができなかった職場外研修をぜひ増やしていただきたいというふうに思うわけですね。

私びっくりしたのは、笠間市議会事務局という形で、J I A Mの研修の場合には、名簿に載っていたので、議員だっていうことが最初ばれませんが、最初の初日はばれずに、夜までばれなかったんですけれども、こんなにもやはり地方公共団体の職員の人たちは、そのうち私と6人のチームになったうち、2人は自費で来ていました。

こんなにやはり地域を思う人たちがたくさんいるのであれば、私たちやはり議員も、職員の実質的、質的向上に向けて、やはり応援していかなければいけないのかなと思ながら今回質問したわけですが、それに伴い、これからの時代の中で少子高齢化と人口減少社会に向かっていくということがはっきりしているわけですが、2120年には日本の人口が4,973万人になるとも言われていますし、総務省の人口推計によると、2021年、2年前ですかね、10月1日で20歳から64歳までの日本人人口6,669万5,000人ですが、国立社会保障・人口問題研究所、国人研の将来統計によると、たった24年後、2045年には25%以上減った4,905万4,000人になるという見込みがもう発表されているわけですね。

そういった中で、公務員の充足率というものも、やはり推計が発表されております。2045年の大都市圏の公務員の充足率は83%、100%の募集に対して83%しか人員が確保できない。市町村、一般市は74.5%、町村は64.6%まで24年後には職員の数が減ると、そうやっていく人口減少社会で職員数の減少が必至で、笠間市の職員人材育成方針、制定後17年以上たっているわけですが、第2次笠間市情報化基本計画も10年たっています。時代に即した育成計画となるように今、対策をしておかないと、なかなかこの人口減少社

会の中、公務員の職員の確保も難しい時代に直面しているんだなというふうに思っております。

そんな中、笠間市の職員が自己研さんに努め、社会への効力感を高め、市民福祉に寄与できるように、ぜひともさらなる研修機会の確保と研修計画をお願いしたいと考えております。それは、笠間市の職員になってよかったと実感できる人材育成システムの構築、そして市民が住んでよかったと実感できる行政づくり、市民福祉に寄与する切れ目ない持続可能な人材育成をすることで、笠間市の市民福祉の向上につながり、魅力のある住みやすいまちづくりにつながると信じています。

職員の資質向上、人材育成の積極的推進をお願いして、早いですけれども私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 4番鈴木宏治君の質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後 1時00分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番安見貴志君の発言を許可いたします。

安見貴志君。

〔7番 安見貴志君登壇〕

○7番（安見貴志君） かさま未来の安見貴志でございます。事前の通告に従いまして、一問一答方式で質問を行います。

今回、私のほうで質問させていただく項目は、大項目としまして二つでございます。一つは、笠間市の農業政策について、二つ目が、義務教育学校化の評価についてでございます。よろしくお願いいたします。

それでは早速、大項目1に入りたいと思います。笠間市の農業政策について。

世間一般では、農家の将来は大変に危惧されております。後継者の不在、不足による離農者数の増加や、経営難といった事情によりやむなく廃業するものなど、農業の未来は決して明るいものではないというような状況にあります。

私も小さな兼業農家の生まれであり、長男でありますので、跡取りとして農業に従事し、私の代でやめることがないよう必死にもがきながら、農地の維持に努めております。周りを見れば、いつの間にか農業を営む世帯は減り、年を追うごとに耕作されなくなった田畑が増え、土地は荒れていくばかりであります。何とか農業を続けている世帯を見ましても、私より年下の農業従事者は数少なく、本当にこの先が不安であります。事実、高齢者の方々とお会いするたびに、自宅周りの荒れはじめた農地を見ながら、この先こら辺はどうなってしまいうndらうねと、やってくれる人なんていないよねと、そういった話を

毎回のようにお聞きいたします。

跡を引き継いでくれるものや、任せられる者がいないという不安感や絶望感、本当に地方の農業はどうなってしまうのか。私は農業従事者の一人として、10年先の見通しすら危うくなってきた農業界の現状を危惧し、今回質問をさせていただくこととしました。

まずは、行政としての考え方からお伺いしたいと思います。

小項目①笠間市の農業政策の基本となる考え方について、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 7番安見議員の質問にお答えします。

笠間市の農業政策の基本となる考え方についてでございますが、本市の農業は、豊かな田園環境を背景とし稲作を中心に、栗等の果樹や小菊をはじめとする花卉、畜産、野菜など多彩な農業が営まれております。このような中で、今後10年間の農林業の振興を図るため基本的な方針を定める、第2次笠間市農林業振興基本計画を平成30年に策定し、農林業の振興に取り組んでいるところでございます。

計画の中では四つの施策の柱として、「農業生産を支える基盤の確立」「産地形成と販売力強化による持続的農業の振興」「農地の保全・整備と森林育成」「地域資源の活用」を掲げて、農林業の将来像を描き、本市の農林業に関する最上位の計画として農業政策の基本となる考え方となっているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） ありがとうございます。中心となる考え方を聞きまして、その上での質問になりますが、こういった基本計画なり策定して、柱を明確にして政策を進めているわけでございますけれども、笠間市にとってその政策の中心となるような作物とかそういうものがありましたら、教えていただきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 政策の中心となる作物との御質問でございますが、先ほど御説明したとおり、本市の農業の特徴としましては、稲作、果樹、花卉、野菜、畜産など多彩な農業が営まれております。農林水産省が5年ごとに公表しております農林業センサス2020の結果では、本市の総作付面積は約2,709ヘクタールとなっており、類型別の作付面積では、稲作が約1,305ヘクタール、総作付面積の約半分となる48%を占めております。次に、果樹類が535ヘクタール、麦類が174ヘクタールとなっている状況です。

次に、農業産出額ですが、令和3年の生産農業所得統計によりますと、本市の総農業生産出額の推計は54億8,000万円となっており、累計では大きい順に、花卉類科目が20億3,000万円、稲が15億5,000万円、果樹類が9億7,000万円となっております。

面積から見ると、稲作中心の農業が本市の中心となる作物というふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 田園風景広がる笠間市でございますので、稲作が中心となるようなお答え、ごもつともかと思えます。先ほど、作付の面積の別であるとか、金額の別までお答えいただきました。そういったものを踏まえまして、この後の質問に進んでいきたいと思えます。

それでは小項目①終わりました、小項目②稲作・畑作・酪農、それぞれの現状についてということでお伺いをいたします。お願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 稲作・畑作・酪農のそれぞれの現状についてお答えいたします。農林省農林水産省が5年ごとに公表しております農林業センサス2020の数値についてお答えをいたします。

まず、稲作でございますが、耕地面積2,042ヘクタール、経営体数が1,414件でございます。5年前と比べ、耕地面積108ヘクタール、経営体数600件の減少となっております。

次に、畑作でございますが、耕地面積が750ヘクタール、経営体数が353件でございます。5年前と比べ、耕地面積が81ヘクタール、経営体数は274件の減少となっております。

続いて、酪農についてでございますが、搾乳牛飼養頭数が1,422頭、経営体数が26件でございます。5年前と比べ、搾乳牛飼養頭数364頭、経営体数は5件の減少となっているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 私の質問のあれが、畑作・稲作・酪農というふうに絞ってお聞きしたんですけれども。畜産ということで改めてお聞きした場合には、手元に今データはございますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 畜産のデータでございますが、酪農除きまして、肉用牛といたしましては508頭で172頭の減少、経営体数としては12件、6件の減少となっております。

続きまして、豚、養豚につきましては8,310頭、5年前と比べると、1,315頭の減少、経営体数としていたしましては3件で3件の減少となっております。

採卵鶏、ブロイラー、いわゆる鶏ですね。鶏につきましては12万3,000羽、こちらに関しましては1万3,900羽の増ということになっておりますが、経営体数としては4経営体で、5年前より3経営体減少しているという状況でございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） それぞれ耕作の面積であるとか経営体の減少であるとか、やはり離農なり廃業なりでそういった傾向が数字の上から見受けられると、そういうふうに理解をしました。

それで、こういうふうに耕作の面積が減る、それから経営体数が減るということで、こういった原因を、今現在はどのように市としては分析をされておりますか、お願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 離農者が増えている原因という質問かと思いますが、笠間市の農業従事者数は、先ほどのお答えどおり、減少しております。さらに、年齢構成を見ますと、約53%が65歳以上の方です。このことから、高齢や健康上の理由による要因が離農の大きな原因であろうと考えているところです。

また、農林水産省が報告した新規就農者の資料によりますと、離農した認定新規就農者の主な離農理由の内容は、農業以外の仕事をするようになったからが最も多く、次いで収益が低下し十分な収入が得られなかったから、家族の病気、家庭の事情のための時間が必要となったから、農業経営に関する技術が不足していたからや病気などとなっているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 今のお答えの中で一つ気になった点がありまして、農業を離農するに当たって、農業以外の仕事をするようになったからということでございますが、つまり農業では生計を維持ができなくなった、できにくくなったので、農業以外の仕事で生計を立てることになった、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今、安見議員おっしゃったような理由もあるかと思いますが、新規就農者の件でございますので、農業には就農してみたがもっと魅力のある仕事を見つけてしまったとかという要因もあるというふうな認識でおります。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） つまり、農業はやってみただけでもつらかったと、同じつらさならば、ほかにもっと割のいい仕事が見つかったとか、そういうのもあるのかなと今の答弁で感じた次第でございます。

離農とか廃業がどうしても進んでしまっている状態でございますけれども、稲作とか畑作とか、畜産という大きな分類がございます。こういった中で、これまでというよりは、これからの笠間市にとって維持をしていくものに適した農業は、いずれだと思われませんか。それともまた別の何か新しいことが考えられますでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 笠間市に適した農業ということかと思いますが、笠間市の耕地面積の60%を水田が占めていることから、水稻が最も適した農業というのは考えております。次いで、畑が22%、樹園地が18%と載っておりますが、また笠間市には主要の特産物の栗という事業もございます。栽培面積が484ヘクタールであり、栽培経営体数が

669、いずれも日本一の数値となっております。栗の栽培面積は、全耕地面積の14.2%という割合でございますが、昨今の笠間の栗を求めて県内外から笠間を訪れている方々やマスメディアに取り上げる頻度を見ますと、米と栗というのが笠間にとって最も適した農業であると考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） やはり、米と栗というところだけ今、ちょっとクローズアップしますと、作業をするに当たって、多分重複しなくて済むからだというところが上げられるかと思えます。私のところもそうですけれども、水稻の作業云々と栗のほうのいろいろな維持管理の作業というのは基本的にダブらなくて仕事ができるので、昔から小規模な感じですが、田んぼ、畑のほかに、栗をちょっと植えているというのは周りでも相当数があつたと思えます。

ただ、それをどちらかだけに偏るとなると、やはりバランスが悪いので、何とか細々と両方ともやってきた、今度、笠間の栗がはやってきて栗の面積をどんと増やそうとなると、そっちの手入れ管理が大変になって、ちょっと田んぼのほうがおろそかになる。ましてや、人手が減ってきたので、おじいさん、おばあさん、お父さん、お母さん4人ぐらいでできた仕事が、親が亡くなって次の世代だけ、ましてや連れ合いが亡くなってお一人になると、とても栗拾いもやっつけられないと、田んぼもあるのにと。そういった状況なので、水稻と今度栗が伸びているといいましても、本当にこの先ずっと伸びていけるかというところは、ちょっと疑問符がつくかなと思えます。御答弁いただきまして、理解はいたしました。

小項目②はこの辺で上げたいと思えますが、現在、笠間市では、最近盛んに有機栽培への移行を進めているように感じております。水稻が中心と言われていましたので、そういったところもあるかと思えますが。ちょっとその有機栽培については、私なりに思うところがありまして、どういう考えの下で、それを進めているのかを伺いたいと思えます。

小項目③有機栽培農業に対する考え方、これをまずはお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 有機栽培農業に対する考え方についてでございますが、令和3年5月に農林水産省が策定した、みどりの食料システム戦略の中で、環境保全のための目標として、2050年までに国内の耕地面積に占める有機農業の割合を、25%に当たる100万ヘクタールまで拡大させることを国では目指しております。

同様に、有機農業を進めることで、化学農薬の使用量の低減をリスク換算で50%削減させること及び化学肥料の使用量63万トン、30%減とすることを目標としており、これまで原材料を輸入に頼ってきた化学農薬や化学肥料の使用量を低減することで、環境保全、または資材の高騰による世界情勢の影響による影響を少なくすることで持続可能な農業を実現し、あわせて高付加価値販売につなげられる取組であるというふうに考えているところでございます。

また、有機食品市場規模に対応した消費者の有機食品への摂取頻度の変化の見通しといたしまして、現在、週1回以上有機食品を取る方の割合が現状の17.5%から、2030年には25%へ拡大するということが、農林水産省によって予測がされているところでございます。このことから、有機農産物の需要が拡大されることにより、有機農業の生産及び販売行動は優位に働くものと考えているところでございます。

笠間市といたしましては、今年度、笠間市有機農業推進協議会を設立し、令和6年度に笠間市有機農業実施計画を策定し、オーガニック給食をはじめとした有機農業の産地づくりに取り組んでいるところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 有機栽培農業ということで、ここ10年ぐらいの間でかなり注目が強くなってきていると感じておりますが、もともとは農薬とかの削減、それから言われたように化学肥料とかの使用の割合を減らすとか、そういったところもありまして、あとは有機栽培でつくった農産物ということで、要は先ほど言われたように、高付加価値、要は販売単価を生産者側として上げるための手段として特色を出すために、有機というものを打ち出していると、そういった色合いが強いのかと思います。

そういったことで、商売としてある程度収支が改善されて持続が可能となってみたり、付加価値をつけて取引が増えて収入もアップしていくとなると、いいことのようにも聞こえるんですが、どの業種でもそうなんですけれども、高付加価値とかそういうことをやって単価を上げていく手法として取られますけれども、ほかと差別化をして高付加価値ということなので、これみんながやり出すと、単価が上がっていかないんですよ。そういったところを踏まえて、この有機栽培農業というところに力を入れていくということなのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 皆が取り組むと単価が下がってしまうのではないかとこの質問かと思いますが、農林水産省が公表しております国内の有機食品市場の見通しによりますと、2030年には3,280億円に規模拡大が進むと予測されております。2009年時点で1,300億円の市場でございますので、約2.5倍になる見込みでございます。

また、国別の有機食品の売上額によりますと、2018年時点で、日本が1,816億円であるのに比較して、アメリカでは既に5兆円を超え、ドイツ、フランスなどヨーロッパでは1兆円を超えている市場となっております。

日本につきましては、有機農産物のマーケットにつきましては、これから2.5倍程度拡大していくものと考えている中で、有機農業の取組により得られる付加価値は、商品の価格のみならず、環境保全と資材高騰の影響が少なくなるという持続可能な農業の実現であると考えていることにより、皆が始まっても、それより今、国が考えているマーケットの拡大が大きいのではないかとこのこととさせていただきます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そういった考えの下ですと、まだまだ有機栽培農業は期待ができるよ、見込みがあるよということなのかなと思います。ただ、そうはいつでも、全部が有機栽培になってしまうとなるとまた話は別ですけれども、そういうことまでは想定していないと。

有機農業とある意味対局的にあるのが、慣行栽培による農業かと思います。こういったところの、有機と慣行のすみ分けというところは、何か特別考えられていることはございますでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 慣行農業とのすみ分けの部分でございますが、我々も全ての農業が有機に移行するべきだという考え方ではございません。慣行栽培を長年続けられた方が、全く異なる栽培方法転換することについては、大きな課題があることも承知しております。

しかしながら、慣行栽培を続ける方に対しましては、これまで同様に県、国等の関係機関と連携しながら、栽培に関する技術や経営計画に関することの相談業務を継続して、安定的に物量が取れる慣行農業を、これから先ほど答弁いたしました、有機農業を市の農業の両輪として、バランスを取りながら進めていくべきなのではないかと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） どちらもあって、これからも続けていくというところは分かります。有機農業と慣行と何が違うかという、一言で言うと、私は手間のかかる度合いが違うのかなと思っています。手間がかかるから単価が上がらざるを得ないということは、コストも上がりますので、ただ先ほどの項目で触れたとおり、離農者が増えている。つくる人が減っている中で、効率的に物をつくっていくとなると、果たして有機は手間がかかるもので今後どうなんだろうなという疑問は消えないわけですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。人手が減っている有機の今度、拡大というところですね。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君

○産業経済部長（礒山浩行君） 有機農法の手間の検証というのを、国のほうで行っております。有機農法の単価については、慣行栽培と比べて1.5倍以上の付加価値がつくということでございまして、反収につきましても取組を5年続ければ、慣行栽培の約9割の反収が得られるという試算がございまして、令和5年度以降の取組では、慣行栽培の収入を含めると約1.4倍ぐらいになるということでございます。

コストにつきましても、慣行栽培と比較いたしましても資材費としては1.1倍でございまして、人手、手間に関しては2.4倍になっていくという国のほうの試算がございまして、現段階において有機栽培は、トータルで判断すると、作業、手間を含めてコストは高いけ

れども、それを上回る収入が確保できるというふうなものであると考えております。

これにつきまして、個々の農家の方の経営の考え方によるものでございますので、挑戦して有機で付加価値をつけて販売していくんだという方と、慣行の農業で安定した収入を得ていくんだという考え方はおのおのだと思いますので、それは個人の経営体の経営計画で考えていただいくべきものだというふうに考えているところです。

○議長（大関久義君） 19番、大貫千尋君が着席いたしました。

安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そうですね。農家の考え方で、有機にシフトする者、両方でやっていく者、あくまでも慣行栽培で続けていく者とあります。私自身農業を営んでいますので、私の場合もほかが離農した分、田んぼを任されて、面積が増えつつありますが、これを有機でやれと言われたらパンクをしますので、私は慣行でやるしかないなと思っています。面積広がると、その面積を維持するためにはどうしてもお金と時間の削減、手間の削減しないと面積維持できないので、有機にしろと言われても、興味があってもできないというのが実情なので、そういったところをよくバランスを見極めて、行政として注力すべきところというのは臨機応変に言っていただければいいのかなと思います。

それと一つだけ、やはり有機で気になっている点、よく皆さんが口にされる場所ですけれども、有機をいいものだ、結局、有機栽培が安心安全とよく皆さん使います。安心で安全。

では、お聞きしますけれども、慣行栽培は安心でなくて、安全でないのですかというところお聞きしますが、行政としてはどう考えていますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 有機農業の安全安心の根拠というところでございますが、有機農業取組を進める講演会やシンポジウムにおいては、しばしばパネラーの方なんかは安心安全というキーワードが使われることは、我々も承知しているところでございます。

しかしながら、安全安心の根拠をとというのが明確に示されているものではございませんし、現在の慣行農法が決して安全ではないものというふうには私ども全く考えてございません。どちらかという、笠間市の推進する有機農業につきましては、環境への負荷を軽減した環境に優しい農産物、SDGsの考え方に基づいた持続可能な農業という視点で取組を進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） やはり、商売ですからイメージは大切なものですから、有機がよくて、ただ有機が善で慣行が悪のような、そういったイメージにつながるようなことは行政としては避けていただければと思います。どうしてもそういったところが強いかなというのは一農業者として感じておりますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

では、小項目③終わります。

次に、これも行政が推し進めていると感じていることですが、担い手への農業の集中化についてお伺いをいたします。

小項目④担い手集中化への問題点ということで、認定農業者や新規就農の大規模経営者へと、農業の経営が進んでしまうというような現在の流れについての見解をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 担い手集中化への問題点という御質問でございますが、農業の担い手、まず担い手という言葉、こちらに関しては、認定農業者もちろんのこと、農業を専業とする方々だけではなく兼業農家の皆様や新規就農者の方も含まれております。その中でも、営農の拡大意向のある方には農地中間管理事業を活用して、農地の集積、集約化を行っており、効率的な農業経営による生産性の向上や農産物の安定供給を可能とすることだけではなく、耕作放棄地の減少にもつながっているところと考えております。

課題といたしましては、農地集積により大規模化がし過ぎると、適正な管理や利用が困難になる場合もあり、集積した農地が広く分散してしまうなどが起きると、作業効率の低下などが懸念されるところでございます。市といたしましては、農地の所有者と利用者の合意に基づいて、農業委員会と協力しながら無理のない集積、集約化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） やはり、いろいろな補助的な制度が使いたくて面積を拡大して、認定農業者になるとか、あとはちょっとそういう姿は格好いいというふうにイメージして、新規就農でいきなり大きいのに飛び込んでみるという方が少なくはないんですけども、担い手は格好いい言葉にも聞こえるんですけども、裏を返していくと、最終的に任されたものというふうになって、すごく少ない数字を指すような言葉にも聞こえてくるわけで、そうなってくると、担い手が最終的に限定されてしまうと、そのうちの一つ、二つが欠けたときに与える影響、多分すごく大きくなってしまうと思うんですね。

ですから、担い手ということでも、数を減らさないで担い手の数を増やすような、そういったことも考えていかなければならないのかと思いますが、そういったところについて何か考えていることはございますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 大きな担い手が廃業した場合のリスクというのは、我々も当然、認識しているところでございます。それに対応するために、新規の就農者、笠間市においては年間大体15名から20名程度、毎年、問合せと経営相談等を行っておりまして、その中で大体、毎年ならずと15名程度が新規就農に取り組んでいるところでございますので、そういう方々を将来の担い手として育てていくというのが一番大事なところなのかなと思っております。

また、地域によっては、小規模な農地がたくさんあるようなところについては、我々もいたしましても、地域の合意形成が図れれば土地改良を入れるとか、集落営農組織、また法人化等によって地域ぐるみの農業ができるようなことというのをどんどん支援していきたいと考えておりますので、ただ大きな担い手が離農、病気やけが等で営農できなくなったというところは、我々もリスクとして感じ取っているところがございますので、そうならないように、バランスの取れた集積、集約を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） これからお聞きしようとするのを先に含み踏んだ上での答弁をちょっといただいてしまいました、次の項目する前に一つだけ確認しておきたいところがございます。

新規就農者ということで15名から20名ほど増えていますということですが、この新規就農が指す言葉は、今まで農業をやったことがない人が農業に携わるといことの新規なのか、親に代わって自分が始めるという意味での新規なのか、よくその辺の誤解がありますので、そこの説明だけいただければと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 新規就農者の言葉の使い方という部分だと思うのですが、他の産業から入ってくる方は、まさしく新規就農者です。ただ、親の農地を引き継ぐという農業者も、新規就農者としての取扱いを行っておりますので、その辺の誤解については今後も広報等でしっかり周知していきたいと考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そういう意味で、私も20年以上前に新規就農者だったわけですが、いつの間にか同じ形態の引き継いでやっている人の顔が替わったと、多分そういうイメージなので、従来からの農家というイメージで、私なんか見られているほうなのかなと思います。分かりました。

小項目④終わりました、小項目⑤に今までとは違う視点からお伺いするために、小項目⑤のほうに進みます。

小項目⑤予算の使い方ということで、ちょっと漠然とした項目の書き方をしてしまいましたので、あらかじめ補足をします。

農家にはいろいろな事業形態があります。先ほど言われたように、専業もあれば、兼業もありますと、特定の作物に特化している者もいれば、多種多様な作物を手がける者、さらには生産のほかに販売、加工を手がける者も、多種多様でございます。

そういった様々な形態の農業者がいる中で、笠間市としては、限られた農業政策の予算をどこにどのように配分していくつもりか、そういうことをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 農業に関する予算の使い方についてでございますが、農業者が生産向上や経営安定を図るために必要な予算を計上し、国、県及び市の補助事業を活用しながら積極的に予算の執行しているところでございます。

認定農業者、認定新規就農者を対象に、農業用機械施設の整備など、担い手の育成支援を行っております。また、市内農業者を対象として、果樹に対する苗木の購入、経営規模拡大等の支援や、先ほどからお話が出ております、有機農業を行う環境保全型農業への支援、鳥獣被害対策などのほか、農業を支える生産基盤につきましては、土地改良の整備、多面的支払交付金等を活用し、水利施設や農道の整備、維持補修など多岐にわたっての事業を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 答弁をお聞きする限り、いろいろなところに予算をかけて使っているというふうには理解しましたが、その中で細かくお聞きしたいんですけども、行政ですから、使いやすいところとか結果が見えるところにどうしても予算を先に使ってしまう、投入してしまうということもあたりするかと思います。長い時間をかけて芽が出るようなところにも予算というのをかけていかななくてはいけないんだろうと思っています。

となると、今回に関して触れている部分で、農業従事者の数といいますか、経営体の数というところで、今後その農業経営体の数を減らしていかないために、農家の数を減らさないために、そういったところにこういった形で予算を使っていますということで、何か明確に分かるものがあれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 農家の数を減らさないために、どのような予算という御質問かと思っておりますが、経営体数は減ってきていくのは、これ少子高齢化と人口減少社会の中、やむを得ないものだというふうには考えておりますが、その中で市の農業を持続させるためには、やはり集約、集積、効率化というところに多くの予算をかけていかななくてはならないのかなというふうに考えておりますので、農家の数が減ったとしても、実はそこは集落営農組織に移行してカウントが1になったとか、法人化してカウントが1になったとかということも含みまして、我々としたしましては、農家の数を減らさないようにも重要ですし、農地の面積が減らないようにというのも重要ですが、笠間市の農業を守っていくためにはどういうふうな政策的な予算の使い方をしていかななくてはならないかというのは、我々産業経済部を含め全庁的に常に議論しているところでございますので、社会情勢の動きに合わせた柔軟な予算の使い方というところを心がけてやっていきたいと考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） どうしてもこの先、人口減少は避けられないところでございます。

ということで、比例的に農業に携わる者、生産者の数が減るというのもこれ致し方ないところでございますが、人口減のペースと経営体の減少のペースがちょっとかけ離れてしまってもおかしい話なので、物すごく少ない数になってしまいますと、跡を担う者がいなくなってしまうので、そういったことが起きないように、ニーズがあるところに予算をかけていく。

先ほどおっしゃっていましたが、土地のところの集積とか、改良というところが必要であればということ、もちろんニーズを的確に把握をしていただいてということになるのですけれども、ニーズを的確に把握するような機会とか政策的なものはやられてはおるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） その聞き取り等につきましてということかと思いますが、ここ直近でいくと、笠間地区での大淵地区の土地改良集積、あと今後、笠間市で一番大きな土地改良になると思い着手した石井、来栖、稲田等に関しましても、我々からこの地域をやってくださいという形ではなく、地域のニーズを聞いて、地域の合意が得られたから市が積極的に支援をしますよという形での事業の展開をしておりますので、小さな地区、小さな集落等でもそういうふうなニーズがあれば、遠慮なく農政課のほうに御相談いただければ、幅広である農業施策の中でその地域に合ったものが一体何なのかということと一緒に考えながら、農業の維持に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そうですね。小規模なところとか、土地改良ではないところでも要望があればということですが、要望があればお答えできる用意がありますというところを分かっていない人もあるわけであって、そういったところの周知なり、何か伝える手段というのがあったほうがいいのかという気はいたします。

それで、この小項目で絶対に聞きたいことが1点あったんですけども、前回の定例会でこれ村上議員の質問の中で部長がおっしゃったことで、担い手がいなくならないような政策を積極的にやっていくという答えがございました。

これは、具体的にどのようなことを考えたり計画したりするのでしょうか。お願いします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 担い手がいなくならないような政策というのは、先ほどの答弁でも何度か出ましたが、農家の絶対数が少なくなっていく中で、土地改良等の基盤整備を行って、ICT等の機器を導入して効率的な農業ができるようなものを進めていくとともに、先ほどから話題に出ておりますが、新規就農者を的確に就農して、収益を上げて農業で生活ができるような支援というものを県、市で協力して、国の制度等を活用しながら育てていくということが一番重要な部分なのかなというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 分かりました。我々も、一従事者でございます。跡託す者がいないと困りますので、ニーズを私が何も手かけつなぎまして、行政に伝えまして、何か支援していただくものはないか考えていただくところはないかというのは投げかけていたり、あと今後の予算、農業予算の使い方等見ながら提案等はさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、小項目⑤終わりますして、小項目⑥ですけれども、農業政策の中心にあるべき考え方として、ある意味究極の聞き方になりますけれども質問させていただきます。

小項目⑥市として守るべきは「農地」か「農家」かということでお伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） まさに究極の御質問かと思っております。

一言で申し上げますと、農地や食料供給の安定や自給率の向上、地域の景観保全、環境保全の観点からも必ず守るべきものであると考えております。また、農家も農地の適切な管理と利用という食料生産の担い手として、また地域社会の一員として守るべき存在であると考えております。

以上のことから、農地か農家かという選択ではなく、笠間市の農業を守っていくのが我々の役目というふうに思っております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） うまいお答えをされましたのでなかなか突っ込みにくいのですが、同じこの質問内容をちょっと後輩の兼業農家に投げかけたことあるんですけども、安見さんやはり農家でしょうと言われました。農家あるいはその人が言うには、俺たちがいなければ農地は守れませんよという言い方をされました。やはりその方も、後継者がいなくて悩んでいる方でございます。

ですから、農地を守れば農家を守れるかもしれない、農家を守れば農地も守られるかもしれないと、どっちも実際は減っていますので難しいんですけども、農家を守るなら数は減らさないようにしていく必要がありますよねと、逆に農地を守るなら維持しやすい農地として手助けをしていく必要がありますよねというところがあるかと思っておりますので、そういったところで柔軟な考えを持って、今後の農業政策を進めていただければと思います。

以上で大項目1を終わりにいたします。

続きまして、義務教育学校化の評価ということで、大項目進ませていただきます。

我が市では、唯一の義務教育学校でありますみなみ学園、これがございますが、平成29年度に当時、県内で2番目の義務教育学校として開校をいたしました。開校から本年で7年目となります。当初は、施設分離型の義務教育学校ということで全国的に例がなかったことから、文科省などもかなり積極的に視察などに来られていたと、そういう印象がござ

います。その後、学校はもちろんのこと、保護者や地域の強い要望もありまして、校舎の改修増築が行われ、本当の意味で小中一貫の義務教育学校となりました。

我々が小学生の時代であった際には到底考えられなかった、小学生と中学生が同じ校舎で学ぶ、生活を送るといことは、どんな効果を新たに生み、子どもたちの成長にどんな好影響を与えているか。開校から7年目を迎えた今、評価、分析を行っておれば、お伺いいたします。

小項目①義務教育学校を開校したことの評価はについて、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 7番安見議員の御質問にお答えをいたします。

義務教育学校の開設の評価ということでございますけれども、議員おっしゃるとおり、みなみ学園は、施設分離型で4年、そして施設一体型の新校舎となって3年の合計で、今年で開校7年目を迎えております。

主な評価としましては、義務教育学校の特色となる9年間を見通した学習、その成果として、前期課程から教科担任制の積極的な導入、前期課程というのは小学校の課程ですけれども、そして6年生に対して中学校の、いわゆる中学1年生で履修する内容を前倒して学習するなど、特色ある先進的な取組を行い、安定した高い学力を保持するなど、一定の成果を上げております。

以上です。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 教科担任のところとか、あと前倒して小学生に物事を教えられるというところがありまして、それは例えばこの履修する科目の上で、例えば算数、数学でこういった向上があるとか、外国語の教育でこういった数字の現れがあるとか、そういった数字的な具体的なあれがもしあれば、参考までに教えていただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） 数字的な評価は出しておりませんが、内容的には算数の中学校1年生の1学期で習う部分を前倒しでやるとか、英語も先進的に、英語というのは小学校も中学校も同じようにオール英語でやっていますので、そういうものをどんどん取り入れてやっているという状況がございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 私自身、地域とかもありまして、みなみ学園には関わりがある程度深いんですけれども、歴代の校長先生とお話ししていく中で、まだ分離型の頃は、地域的に算数、数学がちょっと弱いかなと印象をお持ちであったようにやはり見受けられました。それがつい最近、学校の話をお聞きすると、算数、数学であったり、英語という部分は伸びているというような手応えを感じているというふうにおっしゃっていましたが、そういった話は、例えば現場の教職員の方々から、通常校とそういった義務教育学校での違

いみたいなものは、聞く機会というのはあつたりしますでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 一般の小学校というのは免許の関係上、中学校の免許で数学を持っている先生は結構少ないんですよ。ところが、義務教育学校の場合には、中学校の教科、いわゆる担任制を行わなくてはいけないので、全ての教科網羅されて持っているの、その先生が小学校に行って数学の授業を行うので、専門的な授業が受けられるという点では、ほかの小学校とは別な形で成果が上げられる状況にあります。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） その現場の教職員の先生、そういった実際に携わる先生ですけれども、やはりその通常校を教えているのと義務教育学校で教えているのを比較した上で、義務教育学校のほうが結果的にその教育効果が現れているとか、そういった声みたいなものはあつたりしますか、それでも変わらないという評価になりますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） もちろん、義務教育学校のほうが効果が上がるという声は聞こえております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そうすると目に見えて、子どもたちにも何かしらの変化があるとか、そういったことにもつながるかと思いますが、教育長の目から御覧になりまして、他市からこの笠間市に来て義務教育学校の状況を見ていただいて、教育長御自身の目で見て、子どもたちに何かその違いとか、特色みたいなものを感じられることはございますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 通常の学校は校長先生が小学校1人、中学校が1人ということで、2人いるわけですがけれども同じ学区の中に、でも義務教育学校の場合には校長が1人で、学校経営目標は1年生から9年生までの一貫した教育ができるということです。ですから、子どもを、こんな子どもをつくりたい。学力もここまで伸ばしたいという、それが9年間の一貫性が行えるという点では、十分、義務教育学校は有効であると考えています。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 義務教育学校が有効であるというところ、強くお聞きをして覚えておいて、項目を進みたいと思います。

いい点ばかりのところ、あえてお聞きしましたけれども、そうでないことも当然起きているんだろうなというふうに考えてはおります。そういったことを聞きたくて、小項目②ですが、開校前には予想していなかった事象は生じているかということで、お伺いをいたします。よろしくをお願いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 予想していなかった点とすれば、学区を外して市内全域から通

うことができるので、思いのほか手墨の入った授業を行っていただけるということで、転入学が多い、近年になって児童生徒数が多くなってきたというところがあります。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そうですね、学区が市内全域からということで、私もこの間、校長先生にお伺いして知ったのですが、この少子化の中で、児童数、生徒数、学校にいる数ですが、増えているのはみなみ学園と友部第二小学校だとたしかおっしゃっていたと思うんですが、決してその住宅が増えている土地でもない義務教育学校が毎年増えているということではささかびっくりしたわけですけれども、聞くと多分、今現在も半数以上が、昔からの学区ではない学区外のところからの通学者、転入者だというふうに伺っております。

そういったところを聞いてきますと、事情があって、あえて転入をしてくるという児童生徒もいらっしゃるようで、調べた限りにおきましては、特別支援の学級数が年を追うごとに増加をしているということを聞いていまして、来年度あたり、令和6年度あたりは何かなくても、令和7年度あたりは教室の数が不足することになりそうだということ聞いておりますが、その対処なんかはどのようにしていくお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、来年度、特別支援学級が1増ということで、教室を一つ増やさなくてはいけないという状況に来ておりますけれども、近年の子どもたちの増減を考えていくと、校舎の増築、それから教室の増築というよりもパーティションで、子どもたちが有効に隣の子どもたちとコミュニケーションを取りながら授業できるような形を取っていきたいと考えておりますので、パーティションで区切りをつくって教室の中を二分すると、そういうふうな形で対処していきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そのようなパーティションで区切って使える教室なり、既存の部屋というものが、今現在、みなみ学園にはありますでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 現状で、特別支援学級のほうをパーティションで区切ってやっている状況にあります。来年度についても、その状況をしていくつもりであります。

今後、これ以上特別支援学級が増える状況に来たときには、その時点で考慮していきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 多額の予算を投じて新しい校舎を造ったばかりですので、なかなかその大規模な改修とか増築というところに手が出せないというのは十分分かっているつもりでございます。

ただしかしながら、予想していなかった現象として、そういった転入者が多いとか、わ

けありの児童生徒がどうしても入ってきて、別なクラスをこしらえなければならないとなったときには、やはり行政側の責任として、ハード面のところはきちんと手当てをしてあげなくてはいけないんだろうと思っています。

ちょっと前の話になりますけれども、やはりパーティションで区切ってというところで、学校側と行政側の意思疎通がうまくいなくて、ちょっと適切ではないハードの手当てをしたということをお伺いしていますけれども、あらかじめ来年度入学者数であるとか、生徒の増減、それからそういった特別支援が必要な児童生徒の数というところは把握なり、予想がつくわけですので、そういった子どもたちのためにも施設面、ハード面の手当てというものは、行政の責任においてしっかりやっていただきたいと思います。それをここではお願いしたいと思います。

小項目②終わります。

小項目③ですが、先ほど小項目①のところで義務教育学校を開校したことは有益であったというところを伺ったかと思いますが、それを前提に小項目③ですが、今後、既存校を新たに義務教育学校化する計画というものは今現在ございますでしょうか。お願いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員おっしゃる内容は、恐らくこれからの学校適正規模・適正配置の計画についてのお話だと思うんですけども、基本的な考え方や方向性を進めていく上で、義務教育学校化というのは重要な選択肢の一つにはなるとは考えております。今後、そういうことを含めて、教育委員会のみならず全庁的にいろいろ話合いを進めながら、よい方向に進められるように努力してまいりたいと思います。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） これまで、何名もの議員の方が適正規模・適正配置ということで質問するたびに、何かその辺が若干まだ煮え切らないところがあるように感じておりました。ですから、今後そういったところをきちんとしていただきながら、当然、笠間市としての教育環境の整え方というのを考えていってもらわなければいけないんですけども、建物はどうしても古くなってきますから、どこかでは建て替えというものが必要になってくると。建て替えをしたいたけれども、子どもたちの数が減っていれば、以前の規模では建てにくいとなりますと、二つあるものを一つにという考え方が自然と出てきますが、そうすると義務教育学校化というのは先生の成り手も少ないというところも含めて考えても、一つの学校に組織をまとめて、一つの建物で小学生から中学生まで面倒見られるとなると、なかなかうまく具合にマッチするんだろうなと思っています。

あとは、地域的にこれ以上統廃合すると、遠距離通学というところもネックになってくるとかと思しますので、やはり地域的にもこれ以上、学校の数はなくせないのではないかと。そうすると、小学校、中学が隣接もしくは近い位置にある場合には、建て替え等を契機にして、義務教育学校化というのはありなのかなというふうに思うわけです。

笠間市の場合は、義務教育学校化としては、先駆者の部類に入ろうかと思えます。7年目ですから、ノウハウも当然持っています。分離型という大変に珍しいハンディキャップのあるところでも、ノウハウを積み重ねてきております。そうしますと、今後、自然な流れとして、義務教育学校化というのは進んでいくのではないかと考えています。

そういったところで、今後、まだ具体的な計画としてはなくても、そういった義務教育学校化を念頭に進めていくべきではないかとか、そういった考えはぼんやりながらございますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 義務教育学校をつくるメリットについてのお話はさせていただきましたけれども、県と教員側とすると、デメリットとして一つあるのは、両方の免許取得者でないと採用されないという、配置できないというところにあります。

現在、県内の学校でも片免だけ、いわゆる小学校免許だけ、中学校免許だけという先生方が結構多くて、それを配置するための、いわゆる義務教育学校が茨城県内に全てできてしまうと、教員の数が全く足りなくなってしまうという選択肢もありますので、そこを十分踏まえながら、やはり慎重に考えていくというのは、そこで答弁させていただいたところですよ。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 単純に人間としての頭数ではなくて、免許の数というところを考えてということかなと思います。そういったところは、もしクリアされていくところがあれば、私としては、義務教育学校化というものは、地域密着の教育とか、地域の文化を下支えしていくための施設として必要不可欠かと思えますので、ぜひ地域に学校を残す、そのための手段として義務教育学校というものが有益であるということが、これまでの7年間の中で何となく見えておりますので、進めていっていただければと思います。

もちろん、デメリット等というのも生じていると承知していますが、いい面と悪い面をてんびんにかけて、いい面が多いのであれば政策としては推し進めるべき、そう考えておりますので、義務教育学校化にゼロから携わってきた身からもお願いとして申し上げておきたいので、今後とも笠間市の小中学校の環境が少しでもよくなるように御尽力をされることを希望しまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 7番安見貴志君の質問を終わります。

ここで午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後2時10分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

15番畑岡洋二君の発言を許可いたします。

畑岡洋二君。

[15番 畑岡洋二君登壇]

○15番（畑岡洋二君） 政研会の畑岡でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一問一答方式で質問をさせていただきます。

その前に、笠間市がスポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰というものを、表彰制度の創設から3年連続で選出されたこと。2021年度は笠間市スケートボードの聖地プロジェクト、2022年度はプロスポーツと連携したスポーツシティかさまの推進、そして今年度、2023年度はゴルフでつながる新たなコミュニティ～KASAMAモデル～ということで、3年連続で表彰されたこと、大変おめでとうございます。これも一つ、スポーツ推進ということに努力された結果だと思います。

まず、大項目1としまして、第2次笠間市スポーツ推進計画について、質問をさせていただきます。

この第2次笠間市スポーツ推進計画の教育長の挨拶文に「新たな計画では、生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができるよう、市民、地域・学校との連携協働の推進、また、競技スポーツやパラスポーツの普及啓発を推進し、笠間市の特色あるスポーツである合気道やゴルフ、国内最大級のスケートパークを活用したアーバンスポーツの普及など、様々な形でスポーツを身近に楽しむことのできる環境を整備して参ります。」と記されております。

ここで、挨拶文を理解するために、このスポーツ推進計画の趣旨、位置づけ、スポーツの定義について、御答弁願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 15番畑岡議員の御質問にお答えをいたします。

計画の趣旨や位置づけ、スポーツの定義に対する御質問でございますが、第2次笠間市スポーツ推進計画の趣旨としましては、スポーツ基本法に基づき、市民がいつでもどこでもスポーツを楽しむことのできる環境を整備し、主体的で継続的なスポーツ活動の支援をすること。そして、地域に根差したスポーツ振興を目指すというものでございます。

位置づけとしましては、スポーツ基本法に基づく、地方スポーツ推進計画として、市総合計画などの上位計画の内容を踏まえ、スポーツ施策を推進するためのものでございます。

この計画は、スポーツ団体、市議会、学校関係者、そして民間から推薦をいただいた9名で構成されるスポーツ推進審議会による3回の審議のほかパブリックコメント、議会全員協議会への報告、教育委員会での審議を経て、今年3月に策定されたものでございます。

また、本計画におけるスポーツの定義は、競技スポーツだけでなく、年齢や性別、障害を問わず、広く市民が行う健康増進、ストレス解消、レクリエーション等の生活を豊かにする全ての自発的な身体運動と定義をしております。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 定義づけ等々の御説明をいただきました。

ではそこで、小項目のほうに入りたいと思います。

さて、その生涯スポーツの推進ということで、誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくりをうたっておりますが、誰もがとはどのような市民を指しているのか。先ほどのスポーツ推進計画の定義のところでも答弁いただきましたが、いま一度お願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 先ほどスポーツの定義にありましたように、年齢や性別、健常者、障害者の分け隔てなく、全ての市民を対象としてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 健常者そして障害者も分け隔てなくという計画ですが、実際問題として、笠間市に、どういう定義づけというのはあるんですけれども、一つの定義づけとして障害者手帳ということで見てみました場合に、市民の中に障害者というカテゴリーに入るのが、どのぐらいの方がいるんだろうかということ調べてみましたところ、障害者といっても、身体障害者、精神障害者、知的障害者の三つに大きく分けられると伺っております。

そして、市の社会福祉課からの公表されている障害者手帳所持の状況によると、令和4年度の統計データになりますけれども、このときの人口を7万3,552人という中で、障害者手帳、身体障害者の手帳を持たれている方が2,432名、これが全市民の3.3%と伺っております。そして、知的障害者775名、これが全市民の1.1%、精神障害者が731名で全市民の1.0%、合計しますと3,938名、全人口の5.4%ということになるんですね。つまりこの約4,000名、そして5.4%の市民に向けスポーツを推進することは、なかなか当然九十何%の健常者のほうが割合として多いわけですから、簡単ではないと思います。

しかしながら、先ほど位置づけ等にあったかと思えますけれども、位置づけからの趣旨のところにあったと思えますけれども、国が制定しておるスポーツ基本法の基本理念の5番目に、障害者が自主的かつ積極的にスポーツができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進というふうにうたわれております。このように、障害者に対応したスポーツ環境を考える必要があります。

そして今回、私がスポーツ推進計画という中に、障害者というなかなか難しい切り口で質問をさせていただきました理由は、障害者スポーツに焦点を当てたカンパプレスという団体がありまして、ここの2023年3月29日付のコラム、「障害者はスポーツをしなければならない」というコラムに、パラリンピック金メダル15個のレジェンド、ハインツ・フライさんの言葉というものを読んだからなのでございます。その一節を紹介させていただきますしたいと思います。

フライさんは、過去に「健常者はスポーツをやったほうがいい。しかし、障害者はスポーツをやらなければならない」と言ったことがある。その意味するところは何か。「皆さんのように、足のある人たちは健康維持やダイエットのためにスポーツをしたほうがいいと言われますよね。でも、私たち障害者にとってスポーツをすることは『自立心を育てること』なんです。重度の障害ではないのに、全てを家族に頼りっきりになるのはフェアではないですね。自立するには、まずトレーニングをして、自分自身で動かせるようにしなければなりません。そして、日常生活では家事をして、移動もする。失ったものを求めるのではなく、下半身が動かなくても、できることを探さなければなりません」という一節を読み、健常者、まさしく私ここで心を揺さぶられたわけでございます。

早速、会派の仲間を誘い、今年8月27日に、北海道札幌で行われた、はまなす車いすマラソンという、1キロメートル、そして2キロメートルのショートレースでございましたが、視察してきました。北海道の5歳から75歳のランナー61名と、その伴走36名の参加者で、正直なところ涙が出そうなくらい感動したのでございます。このように、障害者のレベルに合わせた大会運営を可能とすることも、誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくりだと考えております。

では、これから第2次笠間市スポーツ推進計画の答弁をいただく中で、特に障害者スポーツに対してどのように配慮され推進されているか、確認していきたいと思います。

まず、1番目の質問として、身近にスポーツを親しめる環境づくりについて、答弁願います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 御質問の、誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくりでございますが、計画では、教育、福祉、保健など各分野や一般社団法人笠間スポーツコミッションの連携を通じて各世代や状況に応じたスポーツ機会を提供し、スポーツを通じた交流を促進します。これにより、全ての世代が体力に応じてスポーツを楽しむことができる環境の創出を図ることとしております。

具体的な取組としましては、教育部が行うスポーツ推進委員と連携したニュースポーツの普及や、指定管理者による各種スポーツ教室のほか、福祉部局が行うふれあいスポーツの集い、スポーツコミッションによるスポーツ学童などがございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 今、御説明の中に出ました中の、申し訳ないけれども、私自身、見学というか、参加したことがなかったんですけれども、この福祉部局が行ったふれあいスポーツの集いというものを、簡単でいいんですけれども御説明いただけるとありがたいんですけれども。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 15番畑岡議員の御質問にお答えをいたします。

ふれあいスポーツの集いは、障害をお持ちの方がその種類にかかわらず、レクリエーションを主体としたスポーツを通じて相互理解と交流を深めつつ、自立と社会参加の促進を図ることを目的として、平成18年から開催をしております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴いまして、4年ぶりの開催となりまして、市内の施設に入所している方や障害福祉サービス事業所に通所している方、さらには当事者団体の方などが一堂に会しまして、約300名の参加がございました。入所施設や通所の事業所、あるいは在宅の枠を超えての交流の機会でもありますので、今後も障害をお持ちの方の交流の場として継続していきたいと考えているものでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） このふれあいスポーツの集いというのは、課とすると社会福祉課が直接担当するというふうに伺っております。

この障害者スポーツというのは、もともと何かの障害が起きたときからのリハビリテーションから起きているというのが多くの場合がありますので、医療関係者だったり、また高齢になることによって体が十分に3年前、5年前にはできたことができなくなる、そういう意味でのリハビリというシルバーリハビリだったり、スクエアステップという、これは高齢福祉課が主にされていることというのがありますけれども、そういうのも含めて、笠間市としていろいろなことをされているのも存じ上げているところでございます。その辺さらに周知して、皆さんに、要するに誰でも年を取るし、誰でもけがをすることもあるということを理解しながら、こういうことを周知していただければなと思います。

次に、小項目②になりますけれども、このスポーツ大会の活性化についてですけれども、笠間市で開催されるスポーツ大会で、障害者が参加できる大会というものが実際にあるかどうか、答弁願います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 市が開催する障害者が参加できる大会としましては、ハーフマラソン大会と、先ほど申し上げました、ふれあいスポーツの集いのほか、車いすソフトボール大会となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） そうなんですよね。このかさま陶芸の里ハーフマラソン大会、参加されたことはない方にとっては、どんな障害者が走っているんだろうという懸念されるかと思えますけれども、ブラインドランナー、目の不自由な方が普通に走っているんですね。弱視で若干ランナーが見られる人はガイドなしで走りますし、あまり見えない方はガイドをつけて一緒にコースを同じハーフマラソン走りますし、私自身も練習会と称する千波湖の練習会で、ガイドの練習をさせてもらったことがあります。このように、いろいろ

な所でできるはずなんです。

そして、先ほど車いすマラソンの話もちょっと触れましたけれども、このマラソン大会に関連してなんですけれども、合併前に旧笠間市でやられたマラソン大会に、車椅子マラソンが並行してされていたことを御存じでしょうか。答弁願います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 合併前まで、10キロメートル部門などで実施されていたという事は承知してございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） そうなんです。実際、私自身もその頃大会に出ていたはずなんですけれども、ほとんど記憶がないんです。車椅子の走られている方、要するに若いときはそんなものなのかなと思っている次第でございます。

このマラソン大会に、車椅子マラソンがあった。なぜその頃できたのか、なぜやめたのかというの、私自身もいろいろ聞き取り調査したんですけれども、その辺のいきさつは分かりませんが、何か理由があったんだろうと思います。

ですから、私として、はまなす車いすマラソンのショートコースのように、ランナーが走らない時間帯にコースの一部を車椅子で走ることができるようなことはできないんでしょうかと思った次第なんですけれども、現時点でこの辺どうお考えですか。答弁願います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 畑岡議員、車いすマラソンの復活というような御質問かと思いますが、大変難しいというふうに考えてございます。

というのは、この当時の車いすマラソンをやっていた担当者から聞いたところによりますと、車椅子部門を始めた頃の参加者というのは、通常的車椅子を使用しておりましたが、徐々に競技用車椅子で参加する方が増え、御存じのとおり、笠間の場合はコースの起伏が激しくて、下り坂でスピードを出し過ぎて転倒してけがをすることもあったことから、安全を重視して取りやめたというふうな経緯がございます。

あともう一つは、県内で、牛久市が来年1月に牛久シティマラソンというのを開催します。そういった中で、距離を10キロとする車椅子部門が設けられておりますが、参加者は特に上限はないところでございますが、2大会連続で2名となっているという現状がございます。

そういったことから、現時点では困難であるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 私、先ほど障害者の数、市民に対する割合のところちょっと触れましたように、まさしく夢と現実で、実際はそんなに走る人もなかなかいないという

現実もあるしという難しさは片方であるし、でも片方ではそういう機会をつくれたらなと思いますので、何かしらの条件が整った場合には御検討していただければありがたいと思います。

では次に、障害者スポーツを推進する上で、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしなければなりませんということで、小項目③のところ、指導体制の充実、そして小項目④として、専門的知識を備えた指導者の養成・確保というところで、なかなか総数が少ないところで、指導体制ということもあれなので、まずその小項目④専門的知識の備えた指導者の養成・確保というところで、答弁いただけたらと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 専門的知識を備えた指導者の養成・確保につきましては、スポーツ少年団やスポーツ協会などの団体が自ら指導者の育成や指導技術の向上を図ることとし、また中学生の地域部活動の受皿としても活動していくこととしてございます。

今後は、スポーツ少年団認定指導者講習会やスポーツリーダー養成講座などへの積極的な参加を呼びかけるとともに、健康と運動による活力あるまちづくりに向けた連携協定を締結した株式会社ルネサンスや、スポーツ施設の指定管理者などのスポーツに特化した民間企業などのノウハウを活用して、より高い指導技術を持つ競技指導者の養成を推進してまいりたいと考えてございます。

なお、令和2年度には、スポーツ少年団の指導者資格の制度改正に伴う手続に係る手数料の一部を補助し、指導者の確保を目指しているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） やはり、指導者養成の話で、1か月ぐらい前の「広報かさま」のお知らせ版の中に、茨城県、これは民間団体なんだと思いますけれども、茨城県パラスポーツ指導者養成講習会というのがあるようなんですね。私もこういうのに、そのときにはなかなか気がつかなくて、これを気がついたときに募集時期が過ぎていたんですけども、実際こういう情報周知も笠間市としてやられているようなことなので、今後とも周知のほうで情報があれば、広報のほうよろしく願いいたします。

障害者の状況により、障害者のスポーツは多種多様になると思います。笠間市単独ですることも、なかなか思えません。県単位での対応、情報の整理を要望して、次に移りたいと思います。

次に、笠間市の特色を生かしたスポーツの推進からパラスポーツの啓発の推進までの6項目は、スポーツ推進計画の中の競技スポーツ・パラスポーツの推進という大きな項目になっておりますが、まず小項目⑤笠間市の特色を生かしたスポーツの推進について、答弁をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 笠間市の特色を生かしたスポーツの推進でございますが、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催により、トップスポーツへの興味関心が高まり、また障害者スポーツへの理解も深まっております。

笠間市では、台湾とのゴルフを通じたスポーツ国際交流や、合気道やスナックゴルフなどの独自のスポーツ、そして伝統ある中学駅伝大会などを開催しております。また、ムラサキパークの完成により、新たにスケートボードやBMX、パリオリンピックから正式競技となるブレイキンのほか、車椅子ソフトボールなどの障害者スポーツなど、笠間市ならではの特色を生かしたスポーツの推進を図っているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） さっき答弁の中にもあった、アストロプラネッツが支援しているというところの車いすソフトボール大会、私も偶然、笠間市ポレポレ前の大池公園でされているのを見た記憶がございます。

そして、今年度、2023年度どういう活動をしているのかなと、実は調べてみたんですけども、多分これがなかなか現実なのかなと思ひまして、やっていないか、やっていたかは私はまだ調べるすべはなかったんですけども、ホームページのようなどころにはあまりこの最近の活動報告が残っていないということは、きっとやはりいろいろな意味で大変なんだろうと。ですから、やっていないということは、私は確認しているわけではないのでやっているんだと思ひますけれども、その辺、笠間市としても支援するという、先ほどのスポーツ庁からの表彰の中にもあったようなテーマだと思ひますので、何らかのことができたならば、情報収集して支援していただければありがたいと思ひます。

そしてまた、先ほどゴルフの話がちらっと、これはオリンピックの関係ですけども、ゴルフに日本障害者ゴルフ協会というのが、世の中にあるんですね。私も見て、これは組織として1991年に設立されたらしいんですけども、この中で、やはり障害者の中でも、要するに日本オープンゴルフというのはされているんだそうです。ただ、やはりいろいろな制限があるらしくて、なかなか使わせていただけるゴルフ場が見つからないというようなことも書いてありましたので、そのゴルフを積極的に進める笠間市として何らかのアクションがあったらば、それはそれで大きな成果なのかなと思ひましたので、簡単にできるとは思ひませんが、要するにそういうこともできるということも願ひしたいと思ひます。

また、次の質問として、障害者スポーツのパラリンピックに対する取組があれば答弁願ひたいと思ひますけれども。ちょっと私、間違えました。ちょっと戻させていただきたいと思ひます。

小項目⑥の質問に戻りますけれども、次に東京オリンピック・パラリンピックの競技大会のレガシーを生かしたスポーツの推進ということになるんですけども、ここで小項目

⑥として、ホストタウン相手国との交流促進について、何かございましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） ホストタウン相手国との交流促進についてでございますが、市をホストタウンとして登録された相手国との対象競技は、多岐にわたります。具体的には、タイ王国と台湾とのゴルフ、エチオピアとの陸上、アメリカ合衆国、フランス共和国とのスケートボードでございます。

この中で、台湾との交流については、台湾の小学生を招聘し市内小学生とスナックゴルフの交流を、来年1月に実施する予定でございます。また、エチオピアとの交流では、本市とムラサキパークかさま、ユニセフエチオピアとの連携により、スケートボードを寄贈します。さらに、来年2月にはエチオピアを訪問し、Way of Hope Projectにより寄附されたランニンググッズの贈呈式を行います。その際、在日エチオピア大使からの提案されたアスラ地域の視察や政府関係者との協議も予定しており、これらの関連の予算を本議会に上程しているところでございます。また、今月17日に開催するハーフマラソン大会では、駐日エチオピア大使を招待し、関係者によるエチオピアコーヒーの販売を支援いたします。

今後も、スポーツを含め人的、経済的、文化的な相互交流を推進してまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） オリンピックのレガシーを十分に生かして活動されていることということを、今後も推進のほうよろしくお願いいたします。

そしてもう一つ、この障害者スポーツのパラリンピックに対する取組があれば、答弁いただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） パラリンピックに対する取組としましては、ホストタウンを担当する内閣府を通して、以前、エチオピアなどのパラリンピック選手の事前キャンプの実施の調査がございましたが、相手方の要望する設備に対応できる宿泊施設が市内になかったというようなことから、断念した経緯がございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 東京パラリンピック自体がああいう形でなかなか盛大にできなかったということになりますので、この辺なかなか難しかったと思えますけれども、チャンス機会がありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、世界で活躍できるスポーツ選手の発掘支援という大きな項目の中に、競技力の向

上を目指した取組の強化、そしてスポーツ人口の裾野の拡大というテーマがあるようではありますが、ここでまず、私が今回、障害者スポーツということで競技力の向上というのはまだまだそういう段階ではないと思いますので、まずこのスポーツ人口の裾野の拡大という小項目⑧についての答弁をいただけたら、ありがたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） スポーツ人口の裾野の拡大でございますが、スポーツの得意な子どもだけでなく、スポーツに関心のない子どもにも自分の特徴に合うスポーツを発見し、その競技に取り組むきっかけを提供する、子どもスポーツ能力測定会の開催をしてございます。また、茨城アストロプラネッツ、茨城バックボーンなど、プロスポーツを身近に感じてもらうための体験会等を開催することにより、スポーツ人口の裾野の拡大を図ることとしております。

また、ゴルフへの入り口であるスナックゴルフは、地域の方々や先生の協力、指導により、市内小学校全校で取り組まれ、全国でも強豪校となっておりますので、将来のゴルフ人口の裾野の拡大に寄与しているものと考えております。

今後も、車椅子ソフトボールなどの障害者スポーツ含め、指定管理者や連携協定を結ぶ株式会社ルネサンスなどとも連携し、様々なスポーツを体験する機会を提供することにより、スポーツ人口の裾野の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 先ほどあるコラムの一節を読み上げたように、スポーツは、健常者にとっても必要ですが、障害者にとってはなおさら必要ということもありますので、スポーツ人口のさらなる拡大のほうの推進をよろしくお願いいたします。

次に、まさしくここにパラスポーツの認知度向上というテーマがありましたので、ここに障害者アスリートとの交流機会の提供、そしてパラスポーツの啓発を推進するという2項目が挙げられておりますけれども、まずは小項目⑨障害者アスリートとの交流機会の提供について、答弁願います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 障害者アスリートとの交流機会の提供についてでございますが、これはパラスポーツの認知度を高めるための施策の一つで、パラリンピックが障害者スポーツへの理解を深めるきっかけとなったことを受け、本市においても、障害者アスリートとの交流を通じて、パラスポーツの認知度向上を目指しております。

これまでには、茨城アストロプラネッツの車椅子ソフトボールチームが主催する大会を支援したり、車椅子ラグビー選手2名による人権教育講演会を開催したりしました。また、宍戸ヒルズにおいて、日本ゴルフツアー選手権と同時に開催された、かさまスポーツ&フードフェスでは、2022年のワールドカップパラクライミングで優勝した大沼和彦さんによ

るボルダリングの指導や解説を行いました。

さらに、12月17日に開催するハーフマラソン大会では、4度のパラリンピック出場経験を持つ走り幅跳びやトライアスロンの選手で、東京大会の旗手を務めた谷 真海さんをゲストランナーとして招待し、ランナーとの交流の機会を提供いたします。

今後も、スポーツイベントなどを通じて障害者アスリートとの交流機会を提供してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 今答弁の中に、谷 真海選手、谷 真海さんの答弁がありましたけれども、ちょっと前までポスターが市内にあったんですけども、最近ポスターが見られないので、来られるんですよね。私、その辺どうなったのかなと非常になつたんですけども。間違いはないですよね。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 間違いございません。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） なかなかこれだけ頑張っている方というのを身近で、そしてこの方は走り幅跳びとかやっていたので、車椅子ではなくて、実際に自分の足で走られるんだろうと思いますから、なおさらある意味衝撃的な状況が見られるのかなと思いますので、私も体調を崩さないように、大会に参加できるように体調を整えたいと思います。

次に、小項目⑩のparasportsの啓発を推進、実施している事項があれば、答弁願います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） parasportsの啓発の推進についてでございますが、車椅子ソフトボールは、障害の有無、年齢、性別を問わず誰でも参加できるスポーツであり、本市では、茨城アストロプラネッツ車いすソフトボールチームと協力し、県内初の車いすソフトボール大会を開催し、その支援を行っております。大池公園で行われるこの大会には関東近県から5チームが集まり、熱い戦いが行われ、2022年の第1回の大会にはスポーツ庁の障害者スポーツ振興室長などが視察に訪れました。

また、本市では、車椅子ラグビーやパラクライミングのパラリンピック出場選手などと交流機会を提供し、福祉部局では障害をお持ちの方を対象とした、ふれあいスポーツ大会を開催しております。今後も障害者スポーツに関する取組や支援を継続し、障害者と健常者の垣根を越えたparasportsの普及と啓発を推進してまいります。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 何度も出ている車いすソフトボール大会ですけども、私は見

るだけだったんですけれども、これがこのルールというのが、実は健常者も車椅子に座れば参加できるという、非常にある意味、健常者、障害者を分け隔てなくできるスポーツだと聞いておりますので、ここにおられる方も、こういうものがあるということを知っていただければありがたいなと思います。

次に、スポーツ施設の設備充実についてという項目が推進計画のところであって、安心安全なスポーツ施設の計画的な整備と維持管理、そして地域の交流の場としての学校体育施設の活用促進という2点がありますが、先ほども言っていますように、少ない方のためだけに施設を充実させるというのはなかなか難しいでしょうけれども、この件、難しい中でもできることがありますので、頑張ってくださいと思いますけれども、まず一つ、小項目⑩安心安全なスポーツ施設の計画的な整備と維持管理というところで、答弁できることがありましたらお願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 安心安全なスポーツ施設の計画的な整備と維持管理でございますが、市内17のスポーツ施設につきましては、笠間市公共施設等適正配置計画に基づいて長寿命化等を図っていく計画となっております。

これらの施設は、市民がスポーツを楽しむ施設であると同時に、大規模災害時の避難場所として指定される施設でもございます。しかしながら、笠間武道館などの老朽化した施設の改修や市民体育館の冷暖房設備導入、また市内スポーツ施設の障害者に対応するためのユニバーサルデザイン改修などに係る財源確保も課題となっているところでございます。以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） ユニバーサルデザイン、安心安全なスポーツ施設ということで、しっかりとやっていただきたいなと思います。

そして、施設というところになりますと、皆さん日本選手が活躍するテニス、特に4大会車椅子の大会があるように、健常者のスポーツと同じ規格、同じところのできるスポーツがあるんですね。ルールは当然変わりますけれども、このように健常者と同じコートのできるスポーツがあれば、何らかの機会で紹介できるようにすれば、新しい設備、施設をつくる必要がなく、同じところを利用できるということもあると思いますので、行政の立場としてそういうことも頭に念頭に置いていただければありがたいなと思います。

最後に、スポーツツーリズムの推進ということになりますけれども、笠間市で全国規模のスポーツ大会の誘致というのはなかなか自分たちができているわけでもないもので、これはちょっと飛ばしたいと思いますが、この小項目⑭「する」だけでなく「みる」「ささえる」機会の創出ということで、笠間市としてやれること、できていることがあれば、答弁いただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 「する」だけでなく「みる」「ささえる」機会の創出でございますが、スポーツはするだけでなく、見る、支えることによっても生きがいや感動などを得られる機会となります。

見る取組としましては、全国規模の大会やトップレベルの協議会などの誘致支援を行っています。また、茨城アストロプラネッツや、茨城バックボーン、フレンドリータウンとなっている水戸ホーリーホックや、茨城ロボッツなどのプロチームを支援を通じて、スポーツが持つ感動を実感できる機会を提供しております。

また、支える取組の一環として、市民球場への有料広告や、ハーフマラソン大会における協賛企業などのスポンサーやボランティアの確保を行っています。

さらに、中学駅伝大会の運営経費を対象としたふるさと納税型クラウドファンディングを、今年度初めて実施しました。目標金額は100万円でしたが、現在101万6,000円となっております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） この小項目⑭「する」だけでなく「みる」「ささえる」機会の創出という事は、いろいろな事業をされているということをお伺いしました。まず先ほど、私自身も言っているように、健常者のスポーツをしっかりとしないことには、その先にあると思わざるを得ない障害者のスポーツということもありますので、いろいろなところで、皆さんそして私自身も見て、そして支えたいなと思います。

最後の質問になりますけれども、このスポーツを通じた持続的なまちづくりということで、答弁いただければと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） これまで答弁したとおり、学校体育施設開放事業をはじめとする市民に向けたスポーツの機会の提供、そしてスケートボードなど全国規模大会の誘致による地域外からの来訪者の獲得と市内経済活動の活性化、そして台湾とのスポーツ国際交流による市内小学生のグローバル感覚の醸成やインバウンドの獲得、車椅子ソフトボールなどの障害者スポーツの啓発などを行っています。

今後も、一般社団法人笠間スポーツコミッションや市内スポーツ団体などと連携し、スポーツの力を最大限に活用して、スポーツを通じた持続的なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、ウェルネス高校が市内にバレーボール部と野球部の生徒のための寮をそれぞれ整備し、茨城アストロプラネッツの選手寮も市内に設けられております。これにより、活気ある高校生や選手が市内で活動することが可能となり、これもまたまちづくりの発展に貢献しているものと考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） この大項目の最後の私のコメントということになりますけれども、市長のコラムを見つけたんですね。ここにパラリンピックのすごさということで、令和3年10月のコラムになるんですけれども、パラスポーツのすごさ、パラスポーツの環境の中に、市長もパラスポーツの環境整備と普及、そして共生社会の推進に取り組んでまいりますというコメントを書かれておりますので、今後のスポーツ推進計画を考える上で、障害者を含め多様な市民がいることを意識していただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。これで、大項目1を終わりにしたいと思います。

次に、大項目2、身寄りのない独居高齢者に対する行政の対応ということで質問させていただきます。

これは、私自身のある意味、体験談から来ていることになります。市内に菩提寺を持つ高齢者が、地縁が希薄になり、また、血縁関係者が疎遠になったことで、無縁仏として扱われそうになった事例から、現状の確認と対応の改善について伺います。

まず、高齢者に限りませんが、独居者の場合、不慮の状況を考えなければなりません。

そこで、後見人制度だったり、緊急対応者のどこに連絡するんだということが必要になっていると思うのですが、この辺の後見人または緊急対応者の確認について、現状どうされているのかの質問いたします。答弁願います。

○議長（大関久義君） 1番の項目ですか。

○15番（畑岡洋二君） 1番でございます。

○議長（大関久義君） 順序よく言ってください。お願いします。

福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 15番畑岡議員の御質問にお答えをいたします。

本市におきましては、独り暮らし高齢者等の支援のための基礎調査として、民生委員等による社会調査を毎年実施しており、この調査において、親族の有無や緊急時の連絡先等について把握をしております。

また、生活保護を受給している方につきましてはそれとは別に、保護を開始する際に、親、兄弟、子どもの有無、その所在や交流状況等について調査をしております。その中では、全く身寄りがいない方や、複雑な生活状況などを背景に絶縁状態にある方も見受けられます。

また、身寄りがいない方が認知症などにより判断能力が低下した場合の金銭管理や施設入所の契約などに対応するため、市長申立てによる成年後見制度も利用しておりますが、手続の開始から後見人が選任されるまで数か月の期間を要するなどの課題もございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 先ほど、民生委員対応、そして生活保護者というか、完全に行政の福祉サービスの中に入る方の対応の話をいただきました。

ここで、私も実際のあれとして、次の質問のほうに入るんですけども、御自宅で生活していれば直接面会できるわけですが、御自宅を離れ、行政の福祉サービス、これは高齢になっていろいろな施設に入るといことが想定されるわけですけども、そうなった場合に、どのようにその高齢者とその第三者が連絡を取れるかということなんですね。

実際、私の場合、この方の近所の方から施設に移られているとの情報をいただき、社会福祉課へ問い合わせたわけですけども、結局、私はまさしく第三者ということもありまして、個人情報、要するにどこに今いらっしゃるんですかという情報をいただけなかったんですね。これはもう、ルール上あれなんですけれども。

次の小項目②として、個人情報の開示の可否について、こういう場合どうするべきなんだろうということの答弁、お願いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 独り暮らし高齢者など支援が必要とする個人の情報につきましては、民生委員による社会調査や日頃の見守り、包括支援センターの職員やケースワーカー、それから施設においては施設の職員、こうした関係機関との関わりの中で、情報の収集や共有を図って支援を行っているところです。

その個人情報の取扱いについては、法律上の守秘義務により、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないとされておりまして。個人情報の開示につきましては、個人情報の保護に関する法律により、本人自ら、または任意の代理人、または未成年者の場合や、成年被後見人については法定代理人、さらに本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、または本人の生命、身体、財産を保護するために必要がある場合においては開示することも可能とされておりまして。

そのため、それら以外の第三者による者からの開示はできませんが、本人の課題解決など支援につながる提案などがあつた場合には、市の担当職員などが本人と第三者の間に入って、当然個人情報を漏らすことなく、本人の意向を確認した上で対応するというような場合もございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） いろいろな条件で、私が情報をもらえる可能性があつたのかもしれないけれども、実際は、私のほうからこの高齢者の方の御関係者の方に、要するに畑岡というものがお寺関係のことで情報をいただきたいんだということを担当課にお願いして、担当課の方は連絡先のほうに書類を送って対応してはくれたんですけども、結果的に、その情報から畑岡に、こういう情報を今、この高齢者の方がどこにいて、今どうなっているという情報を出す前に、残念ながら亡くなってしまったというのが現状だったんですね。そういうところで、なかなか個人情報の開示というのが難しいなというところで、今後どうしたらこれを防げるんだろうということを今後、下のほうで質問したいんですけども。

まず、その地縁情報、血縁情報ともない、一般的にこの状況にあった死亡者のことを無縁仏と称するんですけれども、この小項目③の質問としまして、死亡時の対応、要するに連絡先のない無縁仏と思われる方の死亡時の対応について、答弁願います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 身寄りのない独り暮らしの高齢者などの死亡に際しましては、亡くなった方の埋火葬を行う者がいない場合や判明しないときには、墓地埋葬法により、死亡地の市町村長が火葬や遺骨の安置、埋葬等を行うこととされております。本市でも、それに基づき、今年度6件の対応をしているところでございます。

また最近では医療機関との連携強化によりまして、入院時の本人の状態や支援者の有無などの情報の事前共有が進みまして、万一に備えた対応にもつながっております。また、死亡の対応につきましては、あまり時間を費やすことができないため、火葬などの対応と同時に、戸籍などにより親族の調査を実施しております。

一方で、対応のための費用につきましては、まずは亡くなった方の遺留金を充当し、不足するときは市が一時負担することになっております。なお、一時負担した費用については、相続人や扶養義務者からの費用の弁償を得ることができなかった場合は、最終的には都道府県の負担となり、本市においては茨城県へ請求をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 死亡時の対応については、了解いたしました。

次に、この無縁仏としてだびに付された方の小項目④としまして、遺骨の取扱いについて、どういうふうに笠間市ではしているのかの答弁をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 遺骨の取扱いについてでございますが、墓地埋葬法に基づき、市町村長が葬祭を行った場合の遺骨の取扱いについては法令上に規定はございませんが、茨城県で作成した取扱手引において、原則的には市町村長が保管をすることと示されていることに基づきまして、当市においては、関係者からの聴取等を行い、引取り手がない場合または判明しない遺骨につきましては、笠間広域斎場にある納骨堂に安置をいたしております。その後、引取り手が確認した際には、しかるべき手続を取りまして、御遺族の手にお渡しをしております。

なお、安置された御遺骨は、数年間の保管の後、最終埋葬地にて法要の後、丁重に永代供養されると聞いております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 私もやすらぎの森のほうに伺いまして、無縁仏となりました遺骨の取扱い、先ほどの答弁にもありましたように、あるお寺が引き取ってくれて、永代供養されているということを伺いましたので、非常に亡くなったときも、最後ぐらい大事にされるというのは本当にいいことだなと思ひまして、笠間市としてきちりとされている

んだというのを確認させていただきました。

ところが今回、私に対応した方の場合は、もう何度か言っているように、その方と私の関係が何かというと、私自身がその方が菩提寺とされているお寺の護持会という互助会のようなのがありますけれども、そこのあるグループの私が代表ということでその方の連絡をしていたんですけれども、そういう中で、担当部署のほうからあの方亡くなりましたということで、私の方が亡くなったということをお寺にお伝えしましたら、お寺のほうで当然お墓ありますから引き取ってくれてということをお伺いしております。やり取りは、先ほどあったように、ルールに従って引き取ったということをお伺いしております。このように、こういう状態で遺骨が無縁仏とはならず、自分がお守りをしていたお墓に行ったということだったと思います。

次の質問に入りますけれども、こうやって例えば無縁仏として扱われた個人が所有する遺産処理が必要となりますが、私有財産の処分対応について、答弁願います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 市での支援対応につきましては、亡くなられた方について埋火葬を行う者がいない場合、判明しないときには、墓地埋葬法に基づいて、火葬や遺骨の安置、埋葬等を行うまでとしておりまして、家財や不動産など私有財産の処分までは行っておりません。

本来、私有財産の処分につきましては、民法で定める相続人が処分を行うものとされており、なお相続人がいない、または相続放棄により相続人全員が権利義務の継承を拒否した場合においては、利害関係人により所定の手続を経て、その財産は国庫に帰属する場合もあると認識をしております。

なお、墓地埋葬法に基づく戸籍などによる親族調査の結果、相続人が判明した際には、亡くなられた方の情報はもとより、財産の状況などについても速やかにお伝えすることとしておりまして、市で直接対応できない事項であっても、少しでも良い方向に進むよう助言等を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 今の答弁ですと、最終的には私有財産の、要するに相続人の確認というものが必要になろうかということになるわけですよ。相続人がいる、いないによってまた変わるわけですがけれども、実は今回のときのように、要するにこの高齢者の方が亡くなる前に、まさしく連絡先として持っていたところから、私への情報開示の許可とか、同意を得るといことがなかなか取れなかった。実際は、いまだに多分取れなかったんだろうと思いますけれども、そうなるこの相続に関わってくると思うんですよ。

要するに、いつまでもこの相続人の確認ができない、どうするんだろうというところがありますから、まさしく高齢者に、これはもう若い人でも亡くなりますからあれですがけれども、その連絡先の状況をどうやって維持していくのかということをお伺いして、今後の課題として

持っていただく必要があるのかなと思うんですね。すぐに何ができるとなかなか難しいと思いますけれども、そういう意識を持っていただければ、今後の業務の複雑さ、煩雑さを少しでも解消できるかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

小項目⑤はこれで終わりにします。

最後の質問、小項目⑥になりますけれども、さて、今回の私の体験にあったように、身寄りが不明確な独居の高齢者が行政サービスのお世話になり始めたところから、地縁が完全に切れ始めたわけです。そして、私が市議会議員であり、また先ほど述べましたように、護持会の理事であったということから、行政と菩提寺をつなげることができたわけですが、これも要するに、最終的には亡くなった後、亡くなることによって、ある意味個人情報に対する対応が少し変わるというふうに向っていますから、要するに多くの場合、こういうことにはいかないと思うんですね。

これを防ぐ手だてはないものなのでしょうかということ、最後の質問項目になりますけれども、小項目⑥としまして、菩提寺と故人とのつながりについて、どうやって情報を確認していくのかということを考えがあれば、考えを答弁していただきますしということ、答弁をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 少子高齢化の進行などに伴いまして、単身高齢者や、いわゆる身寄りのない高齢者等も増加をしております。また、これらを背景に、支援の現場においても、対応に苦慮するという場面も増えてきております。

市ではこれまでも、社会調査等により親族等の情報把握に努めるとともに、親族との関係が疎遠となっている生活保護受給者の方等については、交流改善に努めるよう援助方針を定めまして支援するなど、個別事例の内容に応じて対応しております。

また、もしものときの対応や大切な人に伝えておきたいことを記入する、いわゆるエンディングノートを活用した研修会の実施などにより、御自身の最期を考える機会づくりを進めてまいりました。これらを踏まえまして、今後、福祉の支援においても、御本人と支援者の信頼関係の構築を前提として、さらに踏み込んだ仕組みづくりの必要性もあると認識しております。

一方で、最近では終活などの言葉も定着をしてきておりまして、自分自身の終末期について備える考え方も一般化してきております。行政の支援だけでは解決できない課題も多くありまして、単身の高齢者の方など、御自身においても日々の生活や人とのつながりなどにおいて、終末期を意識した備えに取り組んでいただくことも重要であると考えております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 情報をどうやって集めておくのかというのはなかなか大変なところもあるかもしれませんが、この質問したというのは、亡くなったときに、今回

の自分がお守りしていたお墓と縁が切れてしまうようなことがないような仕組みづくり、そして思いやりのある笠間市であってほしいなと思いましたので、今回の質問をいたした次第でございます。

以上で今回の一般質問を終わりいたします。

○議長（大関久義君） 15番畑岡洋二君の質問を終わります。

ここで午後3時20分まで休憩いたします。

午後3時09分休憩

午後3時20分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番内桶克之君の発言を許可いたします。

20番小藺江一三議員が退席いたしました。

〔8番 内桶克之君登壇〕

○8番（内桶克之君） 8番、かさま未来の内桶克之です。議長の許可を得て、一問一答方式で一般質問を行います。

今回の一般質問は、台湾交流の推進、指定管理施設の光熱費高騰対策、そして笠間市公民連携推進条例についての大項目三つです。よろしくをお願いします。

早速ですが、大項目1、台湾交流の推進についてに入ります。

今年度で台湾交流事務所開設から5年目を迎え、先月の11月23日、24日と5周年の記念事業が行われました。今回の台湾訪問団は、市内関係者、関係団体等の代表、市内中学生選抜による親善大使、市の執行部、そして私たち市議会議員合わせて82名が、台湾関係各所属と交流を深め、関係強化を図りました。

23日には、台北の二つの大学の官学連携協定の締結式を行い、また24日には、台北市の菊まつり会場、笠間の菊まつりをPRしている会場で台北市との連携協定の締結、そして笠間台湾交流事務所開設5周年記念式典で開催をされたわけです。

その中では、式典では、中学生の親善大使12名による、笠間と台北市の交流をテーマにした日本語と中国語によるすばらしいスピーチが行われました。また、訪問団の皆さんと、台湾関係機関の代表者などとの交流会も、盛会に行いました。

これまで、台湾との交流について、観光面でのインバウンドの推進や東京オリンピックを契機としたスポーツの交流、さらには台湾バナナをはじめとする台湾産の果実類の学校給食での受入れなど、様々な交流が行われてきました。この5周年を契機として、これまでの観光、農産物等の交流に加え、産業、教育、行政等の分野でも交流、連携の拡大が期待されるところでございます。このような状況の中、現在の台湾交流の状況と今後の展望について伺います。

小項目①観光（インバウンド）の推進について、伺います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 8番内桶議員の御質問にお答えします。

観光（インバウンド）の推進についての御質問でございますが、観光面における台湾交流の状況につきましては、把握できているものでも、台湾から笠間への行程を含めたインバウンドツアーが、令和5年4月から11月末現在で約50件催行されており、コロナ前を含め過去最高となっている状況でございます。このほか、個人旅行者数につきましても、盛況な状況が続いているような状態でございます。

これにつきましては、笠間台湾交流事務所が、これまで関係構築を図ってきた台湾の旅行会社や政府機関などの人脈を活用し、私を含め観光課職員が直接、ツアー造成の営業を、国内旅行事業者をはじめ台湾現地へ赴くなど、断続的に行ってきたもので、コロナ後の誘客促進につながっているものと考えております。今後も、インバウンドのメインターゲットである台湾を中心に、誘客を展開してまいります。

市の産業、教育、スポーツの交流と連携するとともに、課題である市内滞在時間の延長に向けて、ゲートウェイである道の駅かさまからの市内周遊を促進するため、体験型コンテンツを造成するなどとともに、今度リニューアルされる笠間工芸の丘を食の提供のメイン施設として、海外インフルエンサー、メディアや国内のランドオペレーターを含む旅行会社等に積極的に売り込みを行うことで、誘客の拡大を図り、観光の推進につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 海外のインバウンド観光客、笠間市の台湾インバウンド推進協議会の集計によりますと、令和元年4月から12月が2,816人だったものが、令和5年4月から10月までが3,793人と1.3倍に膨らんでいると。その中でも、台湾の来客数が、令和元年が855人に対して、令和5年4月から10月までが1,553人と1.8倍に膨らんでいると。一番の最大が台湾の誘客だということになっておりまして、台湾交流事務所ができていろいろな施策が展開されたということですが、今の質問の中で、ツアーを50組以上やっていると。

今後、ツアーの造成についてどのように行っていくか、今の考えで何かあればお願いしたいと思っております。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今後どのような誘客を図っていくか、ツアーの造成等についてでございますが、現在までに誘客を行った夏秋向けのツアーについては、大変盛況な状況が続いております。今後は、春夏向けのツアー、夏は笠間の観光については弱い部分なんですけど、つつじ公園等のつつじまつりや、先ほど答弁いたしましたけど、今後リニューアルオープンされる笠間工芸の丘で約80席ぐらいの飲食のブースを開業する予定でなっておりますので、バスにおける団体ツアーの受入れ等が今後もしできるようになると思っておりますので、その辺を強く観光会社のほうにPRをしていきながら、周遊時間を

増やすとともに、年間を通じて来ていただけるようなツアーの造成を図ってまいりたいと考えているところです。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） ツアーの造成というところでいくと、茨城空港が県内にあるということと、LCCが直接入り込んでいるということが大きいと思うんですね。ですから、ツアーの造成については、旅行会社とLCCも重要だと思うんですね。そこで連携したツアーの造成をお願いしたいと思います。

また、その受入れ体制の整備、台湾からの客が多いということで、特に整備でどのようなことをしているか、今の段階でお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 受入れに対する整備というところでございますが、インバウンドに対する環境整備につきましては、多言語案内板の整備を行っております。

その一つとして、QRコードから15言語で施設案内等を確認できるものを、道の駅かさまやムラサキパークなど市内12か所に設置をしております。

なお、笠間稲荷神社、笠間工芸の丘、春風萬里荘につきましても、多言語案内表記、こちらは英語になりますが、対応しているところでございます。

そのほか、10言語に対応した観光PRカードを作成し、観光周遊に必要な情報を、QRコードを読み取ることによりオンライン上から取得できる仕組みづくりを取り入れているところでございます。

そのほか、キャッシュレス決済につきましては、笠間工芸の丘をはじめとして、対応できる施設や店舗は一部ではございますが、導入促進を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之委員。

○8番（内桶克之君） インバウンド等で来てもらうということで重要なのが、多言語表示は重要だと思っていまして、台湾に行ったとき地下鉄を乗ったんですけども、表示のところ、日本語とあって、それを押して切符を買ったという状況があって、多言語表示になっていたんですね。やはり、その世界から来るというか、台湾から来るいうと中国語なのでしょうけれども、そういうものを重点的に、今15か所と言っていました、もうちょっとできるように、ツアーの造成等によって行く場所も決まってくるので、そこを重点的にやっていただければと思います。

また、人のところでいきますと、今、台湾旅行者の対応している人というのは、どういう人が対応しているのか分かりますか。案内人とか、来た人のツアーの同行者とは、どういう方なんですかね。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） ツアーの同行者というところでございますが、先ほども

答弁いたしました。ランドオペレーターとあって、台湾の旅行会社から委託を受けた日本の会社のガイドが同行する場合はほとんどでございます。

そこにつきましても、やはりそのランドオペレーターのガイドの皆さんが、ツアーの造成に深く関わるところなので、そこを含めたところへの営業というところを積極的に行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 人として、笠間市でも観光のための案内人とかの制度がありますので、できれば片言でもいいから中国語でちょっとでも案内が、歴史をちょっと案内するのは難しいと思うのですが、歓迎の意味で少し勉強してもらって、台湾からのツアー来たときに出てもらおうとか、そういうことも重要だと思いますので、そういうところも検討いただければと思います。

では、小項目①終わります。小項目②に移ります。笠間焼の販売拡大についてお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 笠間焼の販売拡大についてという御質問でございますが、台湾事務所開設5周年事業に向け、台湾での笠間焼の認知度向上及び販売促進を図るために、笠間焼協同組合と連携し、台湾で300件以上の窯元及び工房が集まる台湾最大の陶磁器の町である鶯歌において、製陶工場及び陶磁器店を営む新旺集瓷という販売店の協力の下、10月に新北市陶磁組合主催の産地開放日、日本でいう陶炎祭みたいなところへの参加をいたしました。

このほか、11月には5周年記念笠間焼展のイベントを開催しております。5周年記念笠間焼展は、12月17日まで、現在も開催しているような状況でございます。

二つのイベントには、笠間焼作家も参加していただき、直接、笠間焼の説明及びワークショップなどを行い、多くの来場者の方に笠間焼を身近に感じてもらえたものと認識しております。

また、笠間焼展のオープニングセレモニーにおいては、来年の笠間陶炎祭での台湾ブース出展を依頼する招待式などを実施するなど、互いの焼き物産地を盛り上げていくということで合意が図れております。

今後は、笠間焼協同組合を主として、新北市陶磁組合との連携強化、安定的な販路確保に向け協議を進め、笠間市としてそれを支援する方向で、陶磁器を通じた連携販路の開拓につながる交流を深めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 笠間焼の販売拡大ということで、10月に産地開放日に招待されたと、そのときに笠間焼の人たちも行って、今回11月24日から鶯歌の新旺集瓷という所ですか、所で展示会をやっているということで、4年前に鶯歌に行って、その展示会のとこ

ろを見たときに、ちょうど益子がやっていたんですね。その場所で今回、笠間の企画展をやっているということで、若い作家も参加していて、今後につながればいいなと思っています。

そういう状況で、12月17日までやっているということで、今度は笠間の陶炎祭に呼ぶということが締結されたということによろしいですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 笠間焼協同組合から、新北市の陶磁組合に対して正式に招待状をお渡しして、来ていただけるというふうなことになっております。

○議長（大関久義君） 内桶克之委員。

○8番（内桶克之君） お互いの交流でいくと、台湾に行ってこちらで企画展開いて、今度は陶炎祭呼んで、台湾のものをということでやるので、お互いに交流が深まっていけばいいなと思っていますが、鶯歌だけではなく、台湾、台北市にはデパートが結構、日系のデパートも含めてあるのですが、そういうところでの展示会や販売などにやれることを考えられないのかと思うんですが、そういうところはどうかね。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 台北市内のデパート等での販売ということかと思いますが、10月、11月と2か月続きで、笠間焼の展示販売イベントを2回開催いたしました。新旺集瓷及び新北市陶磁組合との関係が構築できたことから、さらなる交流を深めていながら、最終的には台北市内やほかの台中、台南のデパート等でも販売できるようになれば理想的なものだと考えておりますが、あくまでも笠間焼協同組合が主になって、民と民での交流の中で関係を深めていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 笠間焼協同組合が今回行って、鶯歌の人たちとつながって、あちらも協同組合あるのかな、そこにつながって、お互いに交流ができた中で、販路拡大も推進できればなと思いますので、今後、支援のほうをお願いしたいと思います。

では、小項目②終わりにしまして、小項目③に移ります。

小項目③産業（農産物を含む）の交流推進について、伺いたいと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 産業、農産物を含んでの交流についてでございますが、令和元年7月、台湾行政院農業委員会農糧署、現在の台湾行政院農業部農糧署と、食を通じた文化交流と発展的な連携強化に関する覚書の締結に伴い、台湾からバナナやブントンの農産物が、市内の学校給食に毎年提供されているような状況でございます。

ただし、東日本大震災以降、茨城県内で生産加工されたお酒を除く食品における輸出を規制されていた状況でございましたが、令和4年2月に台湾の輸入規制緩和に伴い、本市の特産物である笠間の栗の台湾国内での販路拡大を図るため、輸出の検討をいち早く検

討をいたしました。台湾への農産物の輸出には、放射能物質や大変厳しい残留農薬基準等の要件があるため、生栗という生鮮ではなく、加工品のペーストの輸出から行うことで協議を進めてきたところでございます。

最初の輸出先といたしまして、本市の農産物の魅力のPRに御協力いただいております、本市と包括連携をし、関わりの深いJR系列のホテルが台湾に開業するとの情報提供により、笠間の栗ペーストの営業をかけた結果、好評を得ることができ、モンブランや秋のアフタヌーンティーの商品化につながり、現在も使用されているところでございます。それが、この間レセプションを行った、ホテルメトロポリタンプレミアム台北でございます。

台湾国内には、令和4年度の台湾の輸入規制緩和から、これまで約270キロの笠間の栗ペーストが輸出されており、ほかには笠間台湾交流事務所が仲介し、市内酒蔵の日本酒につきましても、台北の飲食店や展示会等で販売が行われております。

今後は、笠間市に訪れた台湾からの事業者への笠間の栗をPRし、サンプル提供と営業かけながら販路開拓を行い、最終的には台湾での学校給食への提供を目指し、笠間市を代表する農産物として笠間の栗を継続的、安定的に輸出するとともに、新たな農産物においてもハードルの高い放射能検査や残留農薬基準をクリアできるよう、これが結局、有機農業でないとなかなか受入れがしていただけないという状況でございますので、これにつきまして、有機の強化を図りながら輸出にらみの事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 笠間の栗については輸出しているということで、ペーストでやってきたということなんですが、実は25日、台湾博報堂での講演を聞いた中で、栗のデザートとか、その加工品は結構需要があると、栗の言葉でいくと一番多いのがモンブランと焼き栗ということが出ているという台湾の情報だったのですが、やはりそのペースト加工品であれば輸出も容易に、生よりはずっと容易なので、そこを中心に先行的にやるというのは一番いいと思いますね。

笠間の特徴が出ますので、それを今後も推進してもらおうということで、栗の関係者も言っていたので、そこはしっかりやっていただきたいと思いますが、米の輸出というところでいくと、今のところちょっと難しいような状況なのかなと思うのですが、その辺はどうなのか、ちょっとお答えできればお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 台湾のほかの農産物、市の代表的な米の輸出という部分でございますが、実は台湾で今主流になっている米はうるち米でございます、日本統治時代に台湾に持ち込まれた米が品種改良されて、それが主な主食になっているという状況でございます。日本からの米の輸出、2020年度現在で、日本から輸出が2,688トン、消費量の全体の0.2%程度しかございません。これというのは、米の品質が似ているという

ころでございます。この0.2%につきましても、日系のすし店、チェーン店のおすし屋さんなんかで使われているというところが主な用途となっているという資料がございます。

また、先ほどからお話ししておりますが、台湾の農薬規制非常に厳しい、世界でもトップレベルの厳しさのものでございますので、やはり農薬の削減とか、あとトレーサビリティその生産管理の部分、そこをしっかりとやらないと検疫等で引っかかってしまうようなものになっていくということでございます。その辺の課題を解決しながら、逆に台湾に輸出が成功すれば、世界中どこの国にも行ける基準になれるのではないかとということも我々も着眼しているところですので、有機を中心とした農業、輸出に向けた高付加価値販売の農業というところは、台湾を筆頭に世界中に向けて、目を向けていかななくてはならない部分だなというふうには考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 博報堂で聞いたときに、やはりその茨城を含む5県、放射能規制が緩んだといっても100シーベルト以下で、話を聞くとそれに安全を配慮して10ベクレル以下にして出しているんだけれども、やはりそこが生だと難しいというのがあるということを知りましたので、やはり加工品を中心に最初は販路を拡大して行って、その規制をどうクリアしていくかという課題を抱えながら、輸出のほうも頑張っていたいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは小項目③終わりますして、小項目④に移ります。教育面での交流推進について伺ひます。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 8番内桶議員の御質問にお答えいたします。

教育面での交流推進についてでございますが、学校給食において、台湾の食材、バナナやブントが提供されたことをきっかけに、市内小中義務教育学校では、外国語を通じた交流を行っております。これまでに、市内小中義務教育学校16校のうち、5校でインターネットを使ったオンライン交流を実施し、英語で学校や日本文化を紹介し、プレゼンテーションや質疑応答を行いました。

今年9月には、昨年度オンライン交流を行った台北市溪口小学校の児童24名が北川根小学校を訪問し、対面での交流が実現しました。交流では、お互いの自己紹介から始まり、英語のかるた遊びや日本の折り紙などの体験活動を行いました。

また、先月11月23日から26日の間、笠間市台湾交流事務所設立5周年を記念して、市内中学校、義務教育学校の生徒代表12名を台湾へ派遣しました。派遣された生徒たちは、英語を通じた交流を行い、充実した日を過ごしました。その結果、英語学習の重要性を実感し、留学に興味を持つ生徒もいました。

今後は、台湾との交流をさらに深めるため、市内中学校1年生と義務教育学校7年生を対象に、総合的な学習の時間やホームルームの中で、中国語講座を5回実施いたします。

本市の生徒と台湾の生徒が、英語と中国語で交流できることを目指しております。異なる文化や習慣に触れることは、児童生徒にとって貴重な体験になると確信しております。両国の児童生徒がお互いの学校について理解し、さらなる友好的な関係が築ければと考えております。

さらに、台北市、銘傳大学、城市科技大学との連携協定を結んだことにより、今後も本市の中学生を台湾に派遣したり、市内の高校生が台湾で留学することを支援したりすることで、本市と台湾との教育面での交流を推進し、グローバルな人材を育成することを目指してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 教育面ではオンラインでの先行交流が始まっていたということで、市内の5校がオンラインでもう交流をしていて、先月、9月には北川根小学校でのオンライン交流からきっかけに16人が交流、現場での交流をしたということで、交流を深めていくのはいいんですが、中学生が行ったときに英語の重要性を感じたと。これは外に出て感じるのだと思うのですごくいいのですが、中学1年生の中国語ということは、私ここでは質問しませんが、この後、西山議員が中国の台湾のことであるので、ここは西山議員にお願いして、今回の交流のところで行くと、大学2校と友部中学校とみなみ学園がオンラインでつながっていたというところも聞いているんですね。で、中学生同士の交流が、つまり同じ学年の交流が進むことによって、その学年の人たち同じ共有でいけるんですね。

ですから、笠間市内の中学校義務教育6校が、それぞれの台湾の中学校とそれぞれ交流ができて、それを深めていくということを考えられないんですかね。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 中学生同士の交流については、既に行っているところでございます。笠間中が台湾の明湖国民中学と、令和4年11月にオンライン交流をした経過がございます。中学生同士の交流については、今後も継続的に行ってまいりたいというふうに考えてございます。

そして、台湾は非常に英語教育に力を入れておりまして、小学生から大学生まで多くの学生が流暢な英語を話すことができます。今後もこういった交流を通じて、台湾の高い教育力を生かすことで、笠間市の児童や生徒たちの英語力の向上、あるいは国際的な視野の拡大を目指してまいりたいと、そのように考えてございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 義務教育での交流は、中学校、小学校それぞれ促進してもらいたいのですが、そのほかに笠間市の中には特徴ある高校が3校あるわけですね。1校は私立であります。でもそこでの交流促進することによって、笠間の高校の魅力というのが増すと思うんですね。

ですから、その高校に対しての交流支援などを考えていることがあれば、お願いしたいと思えます。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 市内の高校との交流支援というような御質問かと思えますが、台湾との大学との連携協定に基づきまして、市内の特色ある高校3校の生徒たちに対しても今後、短期の語学留学の機会を提供できないか、今現在検討しているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 短期というと、夏休みを利用した1週間ぐらいの留学というところで、市内の高校または市内に在住している人たちに行ってもらおうというような考え方でよろしいんですか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 今議員のおっしゃったとおりで、今、考えてございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 大学は、連携を取っている銘傳大学と科技大学の2校ということによろしいですかね。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） そうでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 高校生にとっても、台湾との交流によって学ぶ者も多いし、これからの将来、大学を選ぶに当たっても、台湾の大学生と交流するということは有意義だと思いますので、その点を支援できるようにお願いしたいと思えます。

では、小項目④終わりにしまして、小項目⑤スポーツでの交流推進について、お伺いします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） スポーツでの交流推進についてでございますが、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、台湾ゴルフチームの事前キャンプを実施するため、2019年7月に笠間市、台湾ゴルフ協会、宍戸国際ゴルフクラブの3者で基本合意書を締結しました。この合意書は、スポーツ、文化、観光の交流促進と友好関係の発展を目指すもので、これを契機に交流を進めているところでございます。また、合意書締結の日には、台湾の小学校生徒、市内の小学生がスナックゴルフで交流するため、宍戸国際ゴルフクラブから台湾ゴルフ協会へ、スナックゴルフ用具一式を贈呈しております。

新型コロナウイルス感染症の影響で渡航制限があり、計画を4年間延長せざるを得ませんでしたが、本年9月にはスナックゴルフ指導者と市職員が台湾を訪れ、台北市内の二つの小学校で約60名の児童と10名の指導者にスナックゴルフの指導を行い、交流が実現した

ところでございます。この交流の成果として、来年1月には指導を受けた台北市内の小学生6名、指導者2名、そして台湾ゴルフ協会関係者2名が笠間市を訪れ、市内の小学生とスナックゴルフで交流を行う予定でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） スポーツの推進ということで、東京オリンピックを契機に、ゴルフの話が出ていましたが、ゴルフでの交流、今スナックゴルフと言っていました、ゴルフ全体でいくと、スナックゴルフと大人がやるゴルフがあるのですが、その交流について、今後、考えられる施策みたいなものがあれば、お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 今後のゴルフ交流についてでございますが、今申し上げましたように、ゴルフでの交流につきましては、台湾の小学生と市内小学生のスナックゴルフの交流を推進してまいりたいと考えてございます。

また、台湾ゴルフ協会の王理事長からアマチュア選手の交流についての提案を受け、これについては今後、協議していくこととしてございます。

また、先日、連携協定を締結した台北城市科技大学の陳教授が12月4日に笠間市を訪れ、学生のゴルフ合宿の候補地として、宍戸ヒルズのコースや宿泊施設を視察しました。これにつきましても今後、協議に生かしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） ゴルフ場を抱える笠間市としては、やはりゴルフでの交流というのは重要性が増しているし、今までも台湾ゴルフ協会とのつながりもあるので、そこら辺のつながりを大事にして、実際にはゴルフ協会の人たちが仕組みをつくるのですが、そこが支援できるように、最初のところをお願いしたいと思います。

それで、スポーツというと、いろいろなスポーツを笠間市でもやっておりますが、笠間市のイベントとか行事、スポーツの行事に招待する考えは今のところないんですかね。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 今後の交流活動の一環として、スポーツイベントや行事への台湾からの参加者招致につきましては、例えばスナックゴルフ県大会への台湾小学生の招致や、中学駅伝大会への台湾中学生チームの招致など、様々なそういった可能性について検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 内桶克之委員。

○8番（内桶克之君） 中学生とか小学生同士が交流になって、また大会も、あと笠間市でやっている、出てもらうと交流の輪が広がると思いますので、そういうことも検討に入

れながら、スポーツの交流を検討していただきたいと思いますが、もう一つ、笠間にはプロスポーツが二つ、アストロプラネッツとバックボーンですか、ありますが、このつながりから、その台湾との交流の観点で何かできないかを検討できないかと思っているのですが、その点について何かあれば、お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） プロスポーツの交流につきましては、今年度、茨城アストロプラネッツが台湾のプロ野球チーム楽天モンキーズを笠間市へ招聘しまして、交流試合の開催を目指して調整を重ねてまいりましたが、相手チームのスケジュールの都合上、実現には至りませんでした。

市としましては、今後もこのプロスポーツの交流を側面から支援し、地域の活性化につなげてまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） プロスポーツ、地方のプロスポーツもあるということで、そのつながりも重要性が増すのかなと思いますので、あらゆる点でこの台湾交流事務所ができていくことの意義というところでいくと、交流拠点としての活用でさらに交流を深めることがいいと思いますので、交流促進によって地域が活性化図れるということが期待されますので、よろしく願いしまして、大項目1を終わりにします。

大項目2、指定管理施設の光熱費等高騰対策についてに移ります。

昨年からのエネルギーや物価高騰に伴い、公共施設等の光熱費等が高騰し、施設の維持管理費のコスト負担が多くなってきております。

例えば、笠間市の光熱費でいきますと、この市役所の本庁舎、令和3年度が約1,724万円の光熱費だったものが、令和4年度が約2,287万円となり563万円の増となっていて、パーセンテージは33%増えているというような状況です。また、笠間公民館を見ますと、令和3年度が約798万円だったものが、令和4年度が約982万円と183万円の増額、こちらも23%の増ということで、光熱費と燃料についても、公用車の自動車の燃料を抱えますので、こちらも例えば本庁舎の公用車の燃料費でいきますと、令和3年度が1,105万円だったものが、令和4年度が1,271万円と166万円の増額になっているということで、光熱費、あとはエネルギーの高騰に伴う燃料費の高騰が続いているということです。この光熱費や燃料費の高騰は、指定管理施設についても同様で、施設管理に負担コストが増しているということで、施設運営に大きな影響を与えているものであります。

そこで、指定管理施設の光熱費等高騰対策について、伺います。

小項目①昨年度、令和4年度に実施した指定管理施設の光熱費等高騰対策について、伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 8 番内桶議員の御質問にお答えいたします。

昨年度実施した指定管理施設の光熱費等の高騰対策につきましてでございます。

市と指定管理者が締結する基本協定に基づきまして、物価水準の変動が生じた際の対応といたしまして、電気料金及び燃料費の高騰の状況並びに各施設の収支状況から、支援の必要性を踏まえた上で、市が指定管理者に支払う指定管理料の増額を実施をいたしております。

対象としました施設は、いこいの家はなさか、地域福祉センターともべ及び市民センターいわま並びに地域交流センターいわまの4施設でございます。また、ムラサキパークかさまにつきましては、指定管理を支払っていない施設となりますが、別途、電気料金の高騰に伴う補助金を交付し、支援を行っております。

なお、5施設の支援額の合計は841万2,000円でございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 調査の上4施設に支援をしたということなのですが、そもそも指定管理料の中の光熱費というのは計上されているわけですよね。その光熱費は、指定管理に含まれる義務的経費と考えますが、その点についてどう考えているのか、お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 光熱費につきましては、指定管理料を算定する上でその指定料に算入すべき必要な経費であるというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 指定管理は5年とか3年とか、施設によって違いますが、その当時に計上された指定管理料は、定額の人件費、その当時の人件費と、大きいのが光熱費になってくると思うのですが、そのものが例えば1.3倍、1.4倍に上がると、その経営上なかなか運営が難しくなるというのが現状だと思います。

それは、市が直接抱える施設があれば、市がそこに増額をして払わなければならないということなのですが、指定管理者としてはなかなかそこは直接そういうわけにはいけないという事情もあると思いますが、昨年調査の中で、光熱費の高騰対策から支援した施設があると、支援しなかった施設があるという判断の、どのような点から判断したのか、お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 指定管理料の増額に当たりましては、電気料金及び燃料費の高騰が、指定管理者の施設運営にどの程度影響があったかということ踏まえております。高騰分に係る金額を算出いたしまして、その金額を基に施設の所管課と協議を行いまして、その上で、増額する対象、必要であった施設につきまして、金額を決定しているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 指定管理施設によっては入場収入が大きな施設もありますし、少ない施設もあると。その上で、維持管理をしていく、維持管理も、例えば電気料金とか、燃料費を多く出さなければならぬ施設もあるということで、そこは施設によって事情が違ってくると思います。ですから、管理に要する経費、特に光熱費と収入見合いを適切に判断して、対応していただきたいなと思っております。昨年は、4団体にあったということですよ。分かりました。

では、今年の分についての考え方を聞きたいと思いますが、小項目②今年度実施予定の指定管理施設の光熱費等高騰対策について、伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 今年度実施予定の指定管理施設の光熱費等高騰対策につきましては、本年11月に指定管理者制度を導入する全32施設を対象に、調査を実施しております。その結果、2団体の指定管理者から、施設所管課に対して電気料金の高騰に対する相談がございました。

今後、電気料金等の状況を注視しまして必要性を踏まえた上で、指定管理者に対する支援を検討してまいります。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今年の調査をして、2団体からということの何かお話があってということですね。今年の場合はもう4月から高騰していて、指定管理料の中でいくと、昨年は10月か11月頃から上がり始めた。今年のほうが何か厳しい状況にあるのではないかと私は思っていて、でも料金の改正とかもあるので、そこを見極めていかなければならないのですが。

今年度当初から施設が電気料と燃料が上がっているということで、施設の管理上、光熱費と燃料を使ってサービス提供する施設があると思うのですが、これらの施設については、施設状況を適切に把握して、光熱費と燃料の高騰で運営が滞ることがないように支援を行ってほしいと考えておりますが、今後の考え的には、先ほどの考えの中で調査をしているということですが、今年も明確にヒアリングしながら、その支援をどうするかをやっていくということよろしいですかね。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 施設の維持管理につきましては、施設の形態が様々でありますので、維持管理に関する費用も、電気代や重油代をはじめ施設によって様々な種類がございます。

したがって、施設所管課におきまして、収入の状況、利用者数、光熱水費の動向などを適切に把握した上で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君）　そうですね。私もちょっとこの話の質問にあたって、何施設か回らせてもらってお話を聞かせてもらいました。

光熱費の高騰によって、施設の運営を短縮すれば、その電気代が少し浮くという検討などもしなければいけないのではないかという施設もあったり、ぎりぎりの運営を検討しているところがありました。そこは、担当課との協議になると思いますが、しっかり状況を把握して、先ほど言ったように、光熱費はどちらかという義務的な経費に近いので、やはり光熱費対策をしっかり行ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

それではこれで大項目2を終わりにしまして、大項目3に移ります。

大項目3、笠間市公民連携推進条例についてに移ります。

今定例会において笠間市公民連携推進条例が提案されています。この条例は、将来に向けて持続するまちの形成に向け、公民連携の関わる方針などの基本的事項を定め、行政サービスの質の向上、サービス領域の最適化と手法の改善、さらには地域経済の持続と活性化を図ることを目的に制定するものとしておりますが、この条例の考え方や手続等について伺いたいと思います。

小項目①公民連携事業の原則についてですが、この部分は条例第4条となり、1号から5号までの五つの原則となっておりますが、この考え方についてお伺いします。

○議長（大関久義君）　政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君）　8番内桶議員の御質問にお答えいたします。

ただいまいただきました公民連携事業の原則につきましては、御質問にありましたとおり、推進条例第4条で5号にわたり規定をしております。

端的に申し上げますと、資金や技術などの資源につきまして、適切な相互負担と、双方に効果をもたらす対等性の原則、公共的な視点と主体的な活動というものを前提としながら様々な民間が参画可能となる多様性の原則、単一の担当部局にとらわれない体制を構築し、複数の課題の同時解決につなげる総合性の原則という、三つの原則を定めて推進してまいります。

○議長（大関久義君）　内桶克之君。

○8番（内桶克之君）　原則の三つの性質があってやっているということの御答弁がありましたが、その一つの中に、対等性の原則で、適切な相互負担がある、適切という言葉は、どういうことを示しているのか、お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君）　政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君）　まず、適切という言葉ですが、目的や状況にぴったりと当てはまるというのがその言葉の意味と捉えた上で、まずその物事をやろうとする公民連携事業の内容であったり、そういったものによって、まず大きく変わるという前提があるとは思っております。

ただ、例えば何がしかの市の財産になるもの、もしくは市の財産を活用して何がしかの

市民サービスを提供するというような公民連携事業の場合は、そういった私どもの財産に係る部分の費用を私どもが負担し、そのサービスの部分は民間が負担する。もしくは、実証実験事業をやりたいというような提案に対しては、私どもはフィールドと、そういった関連する方々の調整というようなところを負担した上で、先方は、その実験と、その実験の成果を笠間市民に還元する。そういったような形で、ケースによって、その負担というものは変わってくるかと思えます。

ただ、そこが抽象的であったり、感覚的であったりするのやはり危険だということもありまして、今回の条例を定めた上で、審議会を構築したり、またこれは今までと何ら変わるところはありませんが、議会の審議を経たり、そういうような手続を経ながら進めていくものだと考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 適切という言葉の中で、その連携事業によって、若干解釈も違ったり、やり方も違うということですが、民間企業だけに負担を負わせない、適切なことだと思ふんですね。ですから、その中で連携を取るときに、しっかり協議をして、お互いがメリットがあるような、適切ということが言われると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、多様性の原則で、民間規模の実績にとらわれないということが言われているんですね。提案はどこでもできると思うのですが、実績というのは、今までの、例えば指定管理を行うときに、実績重視というところが、審査の項目、実績重視ではなく、その実績があるかないかを問われることが多いのですが、連携事業に当たっての実績に問われないということだと、重要な事業のところの要素でいくとどうなのかと思うのですが、そこら辺はどうなんですかね。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 実績を完全に除外するというような意味ではございません。今回、この公民連携を推進する上で今、必要だと考えているのは、様々な社会課題というのが非常に多様化していて、かつ範囲も広がっている。そういった中で、そういう社会課題を解決するために取組を行う、スタートアップというような事業体というものもいると。そういったところは、当然規模も小さく、かつ実績がないケースというものもございますので、それを理由に相手から除外をしないというような意味での原則でございますので、当然、施設の運営であったり、非常に安定性を求められるようなものについては、やはりその実績というものも一つ重要な要素だと思いますから、ここも、ケース・バイ・ケースというとならば何でもそうなりますけれども、そのような形で考えて規定をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） いろいろな課題を解決していくためには、イノベーション的な企

業のところと組んだり、新たなベンチャー企業なんかで組むこともあると思うんですね。そのときは、なかなかの実績が見られないけれども、解決するためにはやったほうが良いという判断になると思いますので、そういうところもあるのかなと思います。ですから、事業の種類によって、そこは仕分していくのかなと思います。

あと、企業等からの提案をされて、連携事業に至るまで、一企業が提案されたものをそのまま使う、その企業と一緒に使うのではなく、その提案事項の是非を考えれば、一般公募をするのが一番いいなと私は思っていて、提案された内容で協議して一般公募したときに、その企業が、提案された企業が一番よければ対応するし、違う企業があれば採用するということになると思うのですが、公平性の観点から最終的に公募の手法というのは取らないんですかね。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 事業の提案等々につきましては、また私どもが地方創生の総合戦略等で定める課題、そういったものを明確にして提案を求めていく、またサウンディング、そういったものについては、広く受付を行っていきます。

ただ、最終的にそれを、その案なりをいいものだということで事業化をして進めていこうという時には、基本的には全て公募になってくると考えております。ただその場合に、御提案をいただいた方に、企業なり、学校なり、これいろいろ様々だと思いますけれども、インセンティブの在り方というものは、ガイドラインのほうにも記載しておりますが、検討していく必要があるんだろうというふうに考えております。

いずれにしても、相手方の適格性等というものを確認するとともに、競争性と市の財政負担の有無、こういったところを判断した上で、それに見合った公募など適切な手法によって、最終的な決定を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） それでは小項目①終わりにしまして、小項目②特定公民連携事業についてですが、この内容については、条例の第6条に規定しておりますが、その考え方を伺いたいと思います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 特定公民連携事業でございますが、多岐にわたりかつ様々な手法がございます公民連携事業というものがある中で、同じく本条例の第7条で規定します笠間市公民連携審議会で、運営手法等の諮問を行い妥当性や意見をいただくような事業をとということで位置づけております。

その条件としましては、施設の整備費、建設費等がおおむね10億円以上、または単年度事業の運営費等が5,000万円を超える事業、さらには金額が満たない場合でも、行政サービスの向上が大きく見込まれる事業であったり、地域への影響が大きいということが見込まれる事業などは特定公民連携事業として指定をし、進めていきたいと考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） これ今までの事例でいきますと、全体事業が公民連携事業でいこうと思って、工事費がおおむね10億円を超える事業は、今までこうあったんですかという、そのところ聞きたいのですが。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 結果としまして、P F Iなどの手法による事業というのは、笠間市では今までやったことはございません。

ただ、一番近くでは、地域医療センターかさまなどは、V F M調査、いわゆる効果がどのくらい出るのかというような調査を行った上で、P F Iの手法ではないほうが良いというような判断をして、直接的な事業に変えたりというような事例がございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） なかなかその10億円というのは大きな事業で、例えばこれ建設にかかったでいきますと、さっき言った、市立病院のところとか道の駅とかになってくると思うんですよね。ですから、10億円というのがいいのか悪いのかということ、もうちょっと下でもいいのではないかなと私は思っているのですが、ここは10億円で一応やるということになっていますが。

単年度の運営費で、おおむね5,000万円を超える事業というのは、今まででどういうものがあつたか、お伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 運営費としましては、今現在も公民連携事業の一つと位置づく指定管理者制度で運営を行っている施設の運営管理事業などがございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） そうすると5,000万円を超える事業は、これからも続いていくということが考えられますよね。その上で、特定公民連携事業での審査に入ることになると、建設へいくとなかなか難しいけれども、運営のところ、この施設を運営を変えていくというところ、審査の対象になるのかなと思います。

もう一つ、おおむね10億円、運営費で5,000万円の規定にかかわらず、著しくサービス向上に見込まれる事業というのは、どのような事業があるか。事例があればお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、現時点で予定されているような事業、今、想定している事業があるかということ、そういうことではございません。

ただ、条例におきまして、公民連携の検討は全ての事業で行うという条例にしている中で、先ほど御質問にありましたとおり、10億円未満であっても、例えば効果の効果測定などを行った結果、やはり一定の効果が出るだろうと見込まれる事業もあるのではないかと、

それは今後も行おうであろうと大規模改修であったり、そういったところで生まれてくる可能性はあるだろうというふうに思っているところでございます。また、近年の事例としまして、その後段の地域に対する大きな影響ということであれば、学校跡地の利活用なんていうのは、こういうものに当てはまるだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 分かりました。重要性で位置づくサービスの向上というのが、どういふことで解釈なのかが難しいと思うのですが、やはり学校跡地利用などは地域に及ぼす影響も大きいので、そういうものはしっかり審議をした上で、公民連携事業を結んでいただきたいと思ひます。

それでは小項目②終わりますして、小項目③笠間市公民連携審議会について、伺ひます。

この審議会の設置の考え方について、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 公民連携審議会につきましては、条例の第7条において規定する、まず諮問機関として設置をいたします。

先ほどの御質問で御回答させていただきました、特定公民連携事業の手法を含めた指定や評価、さらには包括連携協定など公民連携事業全体の進捗、さらには評価等を担っていただく審議諮問機関として設置をし、また5名の学識経験者から選任をするものとしていふところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） これ構成のところて聞きたいのですが、学識経験者5名以内と、少数だと思ひのですが、この少数での審議で大丈夫なのかといふところを、なぜ少数なのか、理由があればお伺ひしたいと思ひます。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 設置する諮問機関は、それぞれ役割があるんだらうと思ひております。特に、例えば計画を策定するよふな審議会、諮問機関の場合は、より多様な方々から御意見を伺ふことが大きな機能の一つと考えれば、ある一定の数が必要と。

今回の審議会につきましては、やはり手法の検討であつたり、少し専門的な知識も含めて御議論いただくと、御意見を聴取するといふよりは、審議会の中でしつかり御議論をいただきたいといふよふなことを考えて、時間との勘案なんかもありますが、おおむね5名が妥当であらうといふよふな判断をしたところてでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 審議委員5名以内といふことで、5名以内なので4名とか3名でもいいといふ感じなのですが、学識経験者をどのよふな構成、例えば学識経験者といふと大学の先生とかといふのがあると思ひのですが、このところをどのよふに考えているのか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、現時点での想定といたしましては、地域での活動や課題に対する理解があるということを前提とさせていただいた上で、民間の事業者などとの協働の経験であったり、知見を持つ大学教授、さらには金融、行政と民間の双方の研究者など、また弁護士、そういった方々で構成をしたいというふうに考えております。また、市内に居住する方で、今申し上げた知見を有する方もいらっしゃいますので、そのような市民の方も選任できればというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 5名以内なので、選任はしっかりいい方を選んでくれるように、また多様な、その関わり方もあると思いますので、片一方の大学の先生がいたら、違う考え方の人もいますので、そこら辺はしっかり審議した上で、選任をお願いしたいと思えます。

公民連携は、行政の課題解決には欠かすことができない事業手法であると認識しております。民間企業等の対等性、そして企業等との連携する公平性の確保、それと公民連携事業を推進することで、これからの行政課題が解決することを期待しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 8番内桶克之君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、来週11日午前10時に開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後4時19分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 村 上 寿 之

署 名 議 員 石 井 栄